

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5007	5007001			z08001	総務省	民間事業者による信書の送達に関する法律第6条、第29条	一般信書便事業を営もうとする者又は特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。	b	I	郵便(信書)分野における民間参入の促進に関する施策については、「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」の報告書を踏まえ、具体的な制度設計について検討を行っている。なお、同報告書の提言においては、「(一般信書便の)事前の参入規制については、引き続き「許可」制度で運用することが適切であると考えられるが、ユニバーサルサービスの確保に支障のない限り、できるだけ規制を緩和すべきである」とされており、「特定信書便事業については届出制又は登録制に緩和すべきである」とされている。		宿毛市	1	A	民間事業者による信書の配達	現在、「民間事業者による信書の送達に関する法律(以下、「信書便法」という。))により、信書の配達等は日本郵政公社及び総務大臣の許可を受けた一部民間事業者が信書便事業により実施しています。しかし、今後の郵政民営化や民間事業者の配達サービスの充実等に鑑み、信書の配達は日本郵政公社以外の民間業者も許可制度によらず、実施できるよう規制の緩和を求めている。	同左	当該規制について緩和されれば、文書発送等に伴う予算の削減が期待される。また、左記のとおり日本郵政公社が民営化されれば、民間業者が参入しても何ら障害が発生しないと考えられる。	民間事業者による信書の送達に関する法律	総務省	
5008	5008001			z08002	総務省	地方自治法第74条第1項	第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。	C:対応不可	I	直接請求制度については、間接民主主義を前提とした上で、地方公共団体における住民自治の徹底を期するため直接民主主義の原理に基づく権利を住民の基本権として認めているものである。このため、直接請求にあたって一定数以上の住民多数の意思の合致が求められるのは当然のことであり、住民に選挙された議員の議案提出要件と同一視することはできない。		市民が主役のまちづくり守山経世市民会議	1	A	地方自治法第74条第1項に係る直接請求要件の緩和	地方自治法第74条第1項に規定している条例の制定又は改廃の請求要件の緩和を要望します。同条同項の(選挙権を有する者)「の総数の五十分の一以上の者の連署」の次に「又は議員の定数の十二分の一以上の者の連署」を加える改正をお願いするものです。	署名活動に伴う資源・労力・時間の節約を図り、当市民団体が所在する滋賀県守山市に自治基本条例をはじめ所定の条例を制定する必要がある。少人数の者の連署で直接請求の形が取れるよう請求要件を緩和することが必要だからです。	請求要件の緩和で節約できるエネルギーを行政改革を推進するために用い、執行機関における古い仕組みや取決めを改廃し、市民が主役と位置づける守山市自治基本条例を制定・改廃に係る直接請求を行います。	地方自治法第74条第1項参考第112条第2項(議員の定数の十二分の一以上の者)	総務省	○ 添付資料
5008	5008002			z08003	総務省	地方自治法第75条第1項	第75条 選挙権を有する者(道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。	C:対応不可	I	直接請求制度については、間接民主主義を前提とした上で、地方公共団体における住民自治の徹底を期するため直接民主主義の原理に基づく権利を住民の基本権として認めているものである。このため、直接請求にあたって一定数以上の住民多数の意思の合致が求められるのは当然のことであり、住民に選挙された議員の議案提出要件と同一視することはできない。		市民が主役のまちづくり守山経世市民会議	2	A	地方自治法第75条第1項に係る監査請求要件の緩和	地方自治法第75条第1項に規定している監査請求の要件の緩和を要望します。同条同項の(選挙権を有する者)「の総数の五十分の一以上の者の連署」の次に「又は議員の定数の十二分の一以上の者の連署」を加える改正をお願いするものです。	署名活動に伴う資源・労力・時間の節約を図り、当市民団体が所在する滋賀県守山市におけるすべての事務の執行について関係する法令への適合性の監査請求を行います。	請求要件の緩和で節約できるエネルギーを行政改革を推進するために用い、執行機関における古い仕組みや取決めが地方自治法の規定に適合していることを監査するにあたって少人数の者の連署で監査請求の形が取れるよう請求要件を緩和することが必要だからです。	地方自治法第75条第1項参考第112条第2項(議員の定数の十二分の一以上の者)	総務省	○ 添付資料

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(別) (規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5011	5011001			z08004	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	行政書士法第1条の2、第19条第1項	第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。 2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 第1条の3 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。 二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成につい	C対応不可	I	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを行うことを認めることとしたものである。 現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。		国民利便・負担軽減推進協議会	1	A	各士業間における業務制限(禁止)条項を相互に緩和する措置の制定	例えば、行政書士が許可を委託した場合における、法人設立登記、事業目的変更登記等の司法書士業務を行う場合。司法書士がその登記手続きに關連して、権利義務・事実証明書類等の行政書士業務を行う場合。税理士が関与している法人の変更登記等を行う場合。行政書士、社労士等が記帳会計や資金計算を行う場合等、夫々の資格者が、受託した業務に付随(密接に關連)する場合に限り、相互乗り入れを認めること。(この場合においては、各士業の業務制限事項に但書を付加する。具体的には、各士業の業務制限事項に「正当な(主たる)業務に付随して行う場合を除く。」	我が国に於ける資格制度の必要性は理解できるが、日本の士業(隣接法律専門職)制度はあまりにも業務範囲が細分化されているため、ある資格者に依頼しただけでは、依頼案件が完了しないことが多々あり、国民は処理日数や手続費用等の面において、著しい不便や余分な出費を強いられている現状がある。また、各種の手続には、資格者より法的処理能力に劣る本人申請が認められているという事実が存在する。以上のことから、資格者間における業務の相互制限を緩和し、国民の利便と負担軽減のためのサービス競争を推進すべきである。(この場合に要求されるであろう専門的な知識は、各資格者の自己研鑽や研修により取得が可能であり、質の悪い資格者は自然淘汰される。)	弁理士法第75条、税理士法第52条、司法書士法第73条、土地家屋調査士法第68条、行政書士法第19条、社会保険労務士法第27条、海士代理士法第17条	経済産業省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省		
5019	5019001			z08005	総務省	消防法第13条及び危険物の規制に関する政令第31条の2	メタノールの貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者で、6カ月以上危険物取扱の業務経験を有するものの中から危険物保安監督者を定め、その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に關して保安の監督をさせなければならない。	C	-	貯蔵し、又は取り扱う危険物の危険性に応じて基準を定めているものであり、直接メタノール型燃料電池(DMFC)用メタノールの貯蔵及び取扱いについても当該基準を満たすものであることが必要である。		株式会社三井物産戦略研究所	1	A	危険物保安監督者の定めを要しない直接メタノール型燃料電池(DMFC)用メタノールの貯蔵所及び取扱所の設置	DMFC用燃料としてのメタノール購入が一般の消費者にも可能となるように、コンビニエンスストア等の小売店でも販売を行う。なお、販売するメタノールについては、液漏れ等が発生しないよう密閉性の高い容器にメタノールを注入する。メタノール消費後の容器は、メタノールを販売した小売店又はメタノール取扱業者が回収する。当該容器にメタノールを再注入する場合には、メタノール取扱業者がこれを行う。	燃料電池の燃料として利用されるエタノールの貯蔵、取扱等に係る規制の緩和を図ることにより、燃料電池の流通及び利用を促進し、もってエネルギーの消費多様化に資するもの。	消防法第13条及び危険物の規制に関する政令第31条の2	総務省消防庁	参考資料「直接メタノール型燃料電池(DMFC)に用いるカートリッジのイメージと安全対策」	
5025	5025001			z08006	総務省、国土交通省					国土交通省が回答		(社)情報通信設備協会、情報通信ネットワーク産業協会、(社)電気通信協会、(社)電子情報技術産業協会、(社)電気通信工事協会、(財)日本データ通信協会(注)幹事団体を先頭に、他の団体は50音順とした。	1	A	電気通信工事専任技術者要件に国家資格「工事担任者」を追加	国家資格(総務省)である「工事担任者」は情報通信分野の高度な資格であり、建設業法第7条(許可の基準)第二号イ及び第二十六号(主任技術者及び監理技術者の設置等)について「主任技術者」に直ちに認めるよう要望する。 IT革命は今やユーザの利用促進に関する環境整備の観点から、ユーザサイドに立った情報通信設備工事に関する技術者確保の面で重要となっている。構内情報通信設備の高度化に対応する規制緩和としては、平成17年6月建築基準法第百二十九条の改正により既築ビルのエレベータ管路に光ケーブル導入を認める規制緩和がある。	建設業法第7条(許可の基準)第二号「その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置くこと。」とし、イにおいて「許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上又は大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有するもので在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの」とし、また、同法第二十六号(主任技術者及び監理技術者の設置等)「建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七号第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。」とし、更に、建設業法施行規則第一号イ(建設省令で定める学科)において「電気工事と電気通信工事の指定学科は電気工学又は電気通信工学に関する学科」とそれぞれ規定している。 「工事担任者」の知識レベルは、総務省認可の指定試験機関による「工事担任者に関する試験事務規程」において、工事担任者第1種及び第2種資格者については高等専門学校電気工学科修了者レベルとし、また、工事担任者第3種資格者は高等学校電気科修了者レベルとそれぞれ規定している。 従って、工事担任者第1種及び第2種資格者については、建設業法第7条(許可の基準)第二号イに規定する「高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有するもの」として、また、工事担任者第3種資格者は、同法規定の「高等専門学校を卒業した後5年以上実務の経験を有するもの」としてそれぞれ適用し、建設業法第二十六号の「主任技術者」に直ちに認めるよう要望する。	○建設業法第7条(許可の基準)第二号イ ○建設業法第二十六号 ○建設業法施行規則第一号	国土交通省総務省		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(別)規制改革A/民間開放B	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5030	5030001			z08007	総務省	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)附則第5条 電気通信番号規則の細目(平成9年郵政省告示第574号)第3条第2号	・電報業務については、NTT東西(国内電報)及びKDDI(国際電報)のみが行うことができるとされている。 ・115番は、国内電報受付用番号として指定されている。	c	I	115番等の1XY番号は、短くダイヤルが簡単である等の特徴を有しているが、個数が限られており、代替可能な番号空間がないという限られた観点から制約要素があることを踏まえ、公共性・緊急性が認められるもの等に対して限定的に使用を認めているものである。 国内電報業務については、国民生活における必要最低限の通信サービスであるとの考えから、NTT東西に独占させることをもって全国における提供を確保しているところであり、このような国内電報業務の特殊性に鑑み、限定的な使用を認めるに足りるものとして、NTT東西の提供する国内電報業務への受付用番号として115番を指定しているものであり、これと異なるサービスに対しては公平に指定することは適当ではない。		株式会社KSGインターナショナル	1	A	電報受付番号「115番」を全ての電気通信事業者に開放する件	電報受付番号「115番」の使用許可について、希望する電気通信事業者に対し許可する件を要望します。 具体的には、「115番」の電話番号を利用することが出来る企業を、現在ONTT及びKDDI以外の電気通信事業者へ広げ、電報と同等の類似サービスである信書によるメッセージカードの受注・作成・送達サービスを提供しようとする全ての電気通信事業者が公平に「115番」を利用できるようにすべきである。 また、電報成いは電報と同等の類似サービスの利用者自身の判断で、より多くの電報成いは電報と同等の類似サービスと判断出来る信書によるメッセージカードサービスを選択できる環境を整えるべきである。	電報の受付番号「115番」をNTT、KDDI以外の電気通信事業者も利用できるように開放する。 国内に存在する全ての電気通信事業者が、電話回線およびIP電話を介して電報成いは電報と同等の類似サービスの受注を受ける際の受付電話番号を「115番」とし、利用者は、自身が加入する電気通信事業者(電話会社)が発信する公平なガイドライン等に従い、利用したい電報および電報に類似した信書によるサービスを提供する会社を公平に選択出来るようにする。	電報事業については、電気通信事業法附則第5条にあるとおり、現在で言うNTT&KDDIしか事業として行っていない事になっています。さらに、電気通信事業法の電気通信番号規則による、電気通信事業者が追加的な機能を用いる電気通信番号(電話番号)の使用許可は、総務大臣への申請・許可をもって管理規制されていますが、既に許可された番号の中には、民間が電気通信事業者へ参入出来るようになる以前にNTTが取得している番号があります。 この既取得番号のうち、電報申込の番号である115番があります。 この番号は現在に至るまで未だに限り、民間に電報受付番号として開放されてきた電報事業であり、その際に既に、電報と同等の類似サービスを提供する参入する企業が事業を始める際に(別の受付番号)を用いても競争力に大きな開きがあり、NTTが行なう電報との市場競争を阻む大きな障壁になっています。 そして、特定の参入事業者のみならず民間事業者も参入出来るようにすべきです。また現在では、電報自体が形成よりも緊急を要する電文の送達を行う手段として用いられている時は既に過ぎ去り、今では電報事業を主とした送達手段の役割を担うと定めるため電報事業を特定企業がほぼ独占する状態や、115番を電報事業として国内の一部企業が占有することは、特定規制の保護であり時代に合わないとも考えられます。 そして、本要望の要点である「115番」の電報受付番号の取扱いが、NTT&KDDIが使用出来ない状況は、自由な競争を阻む特殊な参入に対する保護と捉えられ、国民の多くに利益をもたらさない。参入し、NTTの電報および類似サービスと競争する参入者の利益の決定権を持つ、市場競争のない商品の利用を阻むられていると考えます。 当社は、信書使用の許可のもと特定電気通信事業者として、信書による電報と同等の類似サービスの提供を主として行っており、信書による電報と同等の類似サービスの参入は、市場の競争によって利用者にもたらさうとする考え方を有しています。 以上を踏まえ、115番を電気通信事業者が公平に利用できるようにして頂き、電報および信書による電報類似サービスの事業において、正当な市場競争がはたらく環境を醸成し、利用者である国民に対し、利便性と経済効果をもたらすこととを要望いたします。	電気通信事業法	総務省	
5035	5035003			z08008	総務省	消防法、石油コンビナート等災害防止法	貯蔵所に係る位置、構造及び設備は技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 また、特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置くとともに、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火用薬剤、油金結戦その他の機械器具、資材または設備を備え付けなければならない。	c	-	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和52年政令第10号)(以下「52年改正」という。)施行以前の屋外タンク貯蔵所は、1万キロリットル以上のものは平成21年3月31日まで、1万キロリットル未満のものについては平成25年3月31日までに基準に適合するものに改修すればよく、また、浮き屋根式の特定屋外タンク貯蔵所についても平成19年3月31日までに当該タンクの構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準に適合させるための工事に関する計画の届出をしたものについては平成29年3月31日までに改修すればよいこととされている。 改修は屋外タンク貯蔵所の耐震性を確保するために必要な措置であり、十分な猶予期間を設けていることから、使用継続が想定されるタンクについてその期間内に改修することとしていることについては、十分な合理性がある。 また、石油コンビナート等災害防止法上の防災資機材等の義務規定は、特定事業者が利用している屋外貯蔵タンクの規模・危険物取扱量等に応じた数量を義務付けるものであることから、一部のタンクを休止することにより、直ちに当該特定事業者に配備が義務付けられた防災資機材等の数量に変更を生ずることとなるかどうかは不明である。したがって、特定事業所の一部の施設・設備を休止することにより、過剰・不要な防災要員・資機材を有するという弊害の実態があるかどうかについて検証する必要がある。 なお、特定事業所全体について休止中の場合については、「休止中の特定事業所における防災体制について」(平成17年3月4日付消防特第42号)において措置済みである。		石油連盟	3	A	3. 屋外貯蔵タンク休止制度の導入について	・消防法上の屋外貯蔵タンク休止制度を設けていただき、防災要員、資機材の保有、及びその他関連する各種規制に関し、休止状態を考慮した緩和措置、猶予策を講じていただきたい。	(1) 問題点 ・製油所には、操業上の理由により、長期間に渡り内容を貯蔵しない屋外タンクが発生することがあるが、現行の消防法、石油コンビナート等災害防止法では、こうしたタンクに対し、休止制度が設けられていないため、危険物を貯蔵しないタンクについても、一連の規制強化に伴う改修等の法規制、あるいは防災要員、資機材確保の観点、あるいは一律に適用される。 ・危険物を保有しない設備・施設において、防災要員、資機材を確保することは、不合理である。 ・法規制強化に伴う旧法タンクの改修工事、浮き屋根の補強工事は、危険物の貯蔵を前提とした規制であり、危険物を貯蔵していない状態の 所謂休止中のタンクに対して、一律に本規制を適用するのは不合理である。 なお、屋外貯蔵タンクの休止については、市町村条例等に基づき必要な届出を行えば、保安検査については使用開始前に実施すれば良いとの運用がなされており、こうした制度の考え方の法規制への拡大・適用を要望するものである。 (2) 生じている弊害 ・休止中の設備・施設において、過剰あるいは不要な防災要員、資機材を保有しなければならない。 ・廃止も含め、将来的な運用の経営判断が困難なタンクについて、法的な猶予が認められず、規制に基づき工事を実施した場合、無駄な投資に繋がる可能性がある。 一具体的事例 平成17年4月の消防法改正により、容量2万KL以上又はスロッシング高さ2m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクについては、耐震機確保のための浮き屋根の補強が求められており、本規制は危険物を貯蔵していない所謂休止タンクも対象となっている。当該タンクを規制の対象外とするためには、廃止措置を取らざるを得ない。 石油会社12社22製油所について調査した結果、現在休止中、あるいは休止予定の屋外貯蔵タンクは20基あり、これらについて補強工事を実施した場合、概算工費は約20億円となる。	消防法、石油コンビナート等災害防止法	消防庁		
5039	5039001			z08009	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条	在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を相当と認めるときは、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、①兼行が善良であること及び②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に含ると認めるときに限り、これを許可することができる。なお、①兼行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。 【要望理由】日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために不可欠の条件である。しかし、国内に合法的に在留しているが、その資金・労働条件が労働関係法や出入国管理関係法に定める条件を満たしているかどうかをチェックされず、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもが就学を保障することは、保護者や受入国にとって義務的であり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合は少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民共に参入に参入することが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。これらの実現のために、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、「共用データベース」の構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	e	-	地方税を滞納している場合であっても、災害や病気の理由で、徴収猶予(地方税法15条①)や滞納処分の執行停止(15条の7)などが適用されているケースもあり得ることから、単に地方税の納付状況だけを外形的に利用することについては、極めて慎重な検討が必要であることと十分留意しつつ、出入国管理及び難民認定法の所管官庁等において検討を行うべき問題である。(地方税法上の規制は存在しない。)		外国人集住都市会議 議長 四日市市長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更に当たっては、①外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、②国税及び地方税の滞納がないこと、③学齢期の子どもがある場合その子どもが就労していること、④在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査項目に加え、それらの実施状況又は把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもが就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもが就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。	【規制の現状】在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を相当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、①兼行が善良であること及び②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に含ると認めるときに限り、これを許可することができる。なお、①兼行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。 【要望理由】日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために不可欠の条件である。しかし、国内に合法的に在留しているが、その資金・労働条件が労働関係法や出入国管理関係法に定める条件を満たしているかどうかをチェックされず、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもが就学を保障することは、保護者や受入国にとって義務的であり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合は少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民共に参入に参入することが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。これらの実現のために、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、「共用データベース」の構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	法務省出入国管理局、総務省自治税務局、自治税務局、厚生労働省職業安定局、厚生労働省労働基準局、厚生労働省年金局、厚生労働省健康政策局、文部科学省初等・中等教育局、財務省主税局、総務省自治行政局			

全国規制改革及び民間開放要書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5046	5046001			z08010	総務省、財務省	郵便貯金法施行規則第10条及び第11条 簡易生命保険法施行規則第10条及び第11条	財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第3条等に基づき、当該年度に運用しなかったものについては、翌年度末まで運用が可能となっている。	C	III	地方公共団体に対する政府資金の貸付けにあたっては、法律の規定により、繰越運用を翌年度まで認めているが、これは、貸付金利や償還期限などと同様の貸付条件のひとつであり、規制にあたるものではない。 事故繰越等により、地方公共団体が翌々年度において地方債を起債しようとする場合、既に許可を受けた資金区分が政府資金であるものについては政府資金の借入れを受けられないこととなるが、当該地方債の資金区分を民間等資金に変更する手続を短れば、民間金融機関等からの借入れは可能となるものであり、地方債の起債が規制されているわけではない。 なお、財政融資資金については、地方公共団体への貸付けに限らず、繰越運用を翌年度まで認める統一的な取扱いとなっている。 おいて、郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の地方公共団体貸付けに関する制度は、郵政民営化により、平成19年度債を最後に終了し、制度自体が無くなることと決定しているものである。		愛媛県松山市	1	A	事故繰越に係る地方債の借入れに関する規制緩和(明許繰越した事業が避け難い事故により事故繰越を余債なくされた場合、この事業の財源として予定している地方債の借入を翌々年度まで可能とする。)	公共事業により都市基盤整備を進めるに当たっては、地権者、関連団体等との調整により工期の延長を余債なくされることがある。こうした事態に対応するため明許繰越により対応しているもの、想定外の土質や天候(地震、豪雨等)等の避け難い事故により事故繰越を余債なくされることがある。国の補助事業では、事故繰越の措置が認められているもの地方債については翌々年度の借入は不可能とされており、財源対策に困難を強いられるほか、財源対策に困難を強いられる。	想定外の土質や天候(地震、豪雨等)等の避け難い事故により事故繰越を余債なくされることがある。地方債については翌々年度の借入は不可能とされており、事業の必要性、緊急性から中断や廃止が不可能な事業については、一般財源による措置が必要となり、耐用年数に応じた負担の公平性が損なわれるほか、財源対策に困難を強いられる。	公共事業により都市基盤整備を進めるに当たっては、地権者、関連団体等との調整により工期の延長を余債なくされることがある。こうした事態に対応するため明許繰越により対応しているもの、避け難い事故により事故繰越を余債なくされることがある。国の補助事業では、事故繰越の措置が認められているもの地方債については翌々年度の借入は不可能(公債資金は可、政府資金は不可)とされており、財源対策に困難を強いられる。翌々年度までの借入が可能となれば都市基盤の早期整備や財政運営にも効果があると考える。	・財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第2条及び第3条 ・財政融資資金の管理及び運用の手續きに関する規則第27条及び第28条 ・郵便貯金法施行規則第10条及び第11条	総務省 財務省	添付資料 1-1~1-8
5053	5053004			z08011	総務省	地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5	第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくこれを譲渡し、若しくは貸し付けはならない。 3 普通地方公共団体の財産は、第238条の5第2項の規定の適用がある場合で、議会の議決によるときでなければ、これを信託してはならない。 第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができる。 2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第3項及び第4項の規定を準用する。 3 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可	C:対応不可	I	地方公共団体の公有財産は、住民の福祉の増進等、公用又は公共的な性格を有しているものであり、その保有目的に応じた適切な管理が必要である。よって、財産の効率的な活用の観点と照らし合わせ、一定のものについてのみ信託を認めているところである。 上記の趣旨を十分に勘案しつつ、今般、地方自治法の改正により、普通財産及び基金に属する有価証券について貸付を目的とした信託を可能としたところである。 なお、地方自治法において信託が認められている範囲は、今回の改正により国よりもその対象が拡大されているものである。 また、地方公共団体においても、信託財産である建物等の一部を、当該地方公共団体が取得又は賃借する等により引き続き使用することは可能である。		社団法人信託協会	4	A	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を設定を可能とすること	・地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類されるが、普通財産である土地(及びその定着物)以外を信託することは認められていない。 ・普通財産である土地(及びその定着物)の信託についても、地方公共団体自ら受益者となる場合以外は認められておらず、さらに公用又は公共に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除することができる。 ・なお、国においては、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引継ぎ国が使用する方式が認められると解されている。 ・地方公共団体が保有する財産全般について、流動化・証券化を目的とする信託を設定を可能とすること、少なくとも同様に、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引継ぎ地方公共団体が使用する方式を可能とすることを要する。	・地方公共団体の保有する財産について、信託設定による流動化が実現されれば、地方公共団体の資金調達手段の多様化、早期財政健全化に資する。 ・金融債権については、既に信託による流動化と同様の経済効果が認められるローン・バーチャンペーシング方式での流動化事例が既に存在している。	地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5	総務省		
5056	5056003			z08012	総務省	平成18年3月13日発行 総務省通知(総務企第53号)「クレジットカードを利用した地方税の納付について」	当該通知により、クレジットカードを利用した地方税納付を導入するにあたって、地方団体において留意すべき事項につき取りまとめを示したところ。	d	-	御指摘の通知については、地方税制を所管する立場としての総務省の考え方を示したものであり、地方団体において留意いただくべき事項である。(クレジットカードを利用した地方税の納付については自治体の判断と責任において行われるべきものであることはいうまでもない。)	-	クレジットカード普及連絡会	3	A	地方税における「クレジットカード納付の導入」を阻害する要因の排除に関する件	○地方税のクレジットカード決済導入にあたり、本年3月13日付で発行された総務省通知(以下「通知」)に「自治体負担の手数料率における制約」及び「ポイント付与に関する公平性の問題」が言及され、自治体での検討が停滞している様子がうかがえる。 ○ゆえに、クレジットカード手数料の設定に伴う通知の位置付けが、あくまで総務省の考え方を示したものであり、自治体自身におけるクレジットカード手数料設定の判断を妨げるものではないことについて確認させていただきたい	○全国都道府県及び市町村における地方税のクレジットカードによる納付を推進することにより、税納付手段の多様化による納付率の向上と効率的な徴収の実現(自治体)、利便性と家計管理の向上(市民)、メインカード化(カード会社)等、自治体・市民・カード会社それぞれが相互メリットを享受する。	①電力などの公共料金分野でカード決済は既におこなわれており、事業者負担の手数料及びカード会社のポイント付与については、何の問題も発生していない。 ②カード会社の手数料は、事務に掛かるコストだけでなく未収時のリスクを加味した「率」で設定されており、同様のリスクが発生しない他支払手段とは大きく異なる。未収時のリスクをカード会社に転嫁することで、加盟店(自治体)では納付率をアップさせる効果が見込める。この効果を享受する自治体は応分の負担をすべきものと考え、通知を踏まえ、税単価が低いものだけで構成される税目でも、自治体が負担する手数料の上限額として折り合いがつけ税目は無く、地方税目全般への導入が不可能になってしまう。これでは市民の利便性向上や自治体の業務効率化が図れず、また、公金のカード決済全体の普及が遅滞してしまう。 ③ポイントは、カード会社が会員サービスの一端として、利用いただいた金取引に対しカード会社が費用負担した上で付与しているもの。特定の「税金」の支払いに対してだけ付与しているわけではない。納税者は自分が入会したクレジットカード会員としてのメリットを享受しているものであり、現金など他の支払方法を選んだ納税者の公正性に欠けるということはない。また、カード会社は自身の努力によりポイントサービスを導入しているが、最近では地方税納付における他の支払方法においてもポイントサービスを導入している例はあり、クレジットカード特有のサービスではない。	平成18年3月13日発行 総務省通知(総務企第53号)「クレジットカードを利用した地方税の納付について」	総務省 (自治税務局)	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(別) (規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057112			z08014	総務省、厚生労働省、経済産業省	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	他法令の基準によっても危険物施設については同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしているほか、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、様々な措置を講じている。	C	-	化学プロセスに適用される各法律については、各法令の目的により規制が設けられているため、装置ごとに1つの法律のみを適用することとはできない。 なお、保安四法については、申請書類の共通化や検討結果の相互活用等の合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえ、様々な措置を講じているところであるが、再度関係省庁において、石油精製事業者を交えて、更なる合理化・簡素化の必要性について検討を行うこととしている。 また、重複規制の例としてあげられている圧力タンクの水圧試験に係る基準に関しては、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法との整合化が図られているところであるが、今後他法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしている。	-	(社)日本経済団体連合会	112	A	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している個々の機器・設備が、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。早期に措置することが困難な場合は、少なくとも、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用すべきである。 そのためには、まず改造・増設を伴わない変更(維持補修等)について、法令の重複適用を解消すべきである。さらに、以下の点についても検討すべきである。 ①設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型規制)への移行 ②技術的事項(設備設置、検査等)に関する法令の性能規定化 ③国際整合性のとれた保安規制の整備	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管するので、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受ける。 例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合、大気圧を超える状態なので、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行わなければならない。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は適用上、適用区分されている。) こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなり、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられる。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	総務省消防庁 危険物保安室 経済産業省 厚労省 労働安全衛生部 安全衛生課		
5057	5057113			z08015	総務省	石油コンビナート等災害防止法第16条 第4項 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条~ 第18条	特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備(以下「防災資機材等」を備えなければならない。	D	-	1. 防災資機材等の規定は消防戦術を考慮してその性能を定めているものであり、仕様規定とは考えていない。現に近年の技術進歩等により、防災資機材等については、種々の装置・機械器具が付加されているものが開発されており、要望により新技術の進歩に伴う資機材等の導入を消防戦術とセットで図ってきているところであり(参考)参照。今後この手法により新技術の導入に対応することとしている。 また、その他特記事項の後段については、データ等の提出や説明が具体的にされていないため、当方では承知していないところであるが、新たな提案があれば検討する余地はある。 2. なお、文章中「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)は、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)の誤りであると思われるが、その後、技術の進歩に伴う資機材等の導入要望は具体的には承知していない。 【参 考】 遠隔装置を搭載している防災資機材等として大型高所放水車又は普通高所放水車における省力化(平成10年4月)、ホース延長用資機材等を搭載している資機材として大型化学消防車又は甲種普通化学消防車における省力化(平成10年11月)、代替措置しての大型化学高所放水車(平成11年1月)、3点セットの代替とする半固定液面下泡注入装置(平成11年3月)等がある。	-	(社)日本経済団体連合会	113	A	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化の推進	防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から性能規定へと転換し、新技術の導入を可能とすべきである。	石油コンビナート等災害防止法第8条、15条、16条 石油コンビナート等災害防止法施行令第7~13条、15条、16条、19条、20条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織などに関する省令	総務省消防庁 特殊災害室	防災資機材等の規定は仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みとなっている。安全性や性能の実証試験、シミュレーション、消火実績をデータで説明しても、仕様規定を満たしていないとの理由で、新技術を導入できないことがある。		
5057	5057114			z08016	総務省	石油コンビナート等災害防止法第16条 第4項 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条	特定事業所に一定規模以上の屋外タンク貯蔵所がある場合は、自衛防災組織に大型化学消防自動車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えなければならない。	C	-	1. 宇麻経験者、関係省庁、関係業界(石油連盟、石油化学工業会、電気事業連合会、社団法人日本鉄鋼連盟、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の代表)等から構成される「石油コンビナート等防災体制検討会」(委員長:平野千葉科学大学学長)において、平成15年10月20日に次のとおり提言されたことを受け、関係法令等の改正を行い、2セット目からの適用を行うこととなったところ。 ①浮き層様式タンクのリング火災に対し、3点セット(大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)の場合は、高所から放水するため、火点に対して正確に放射することが比較的容易であるが、I-S砲は地上から放射するため、その正確性が3点セットに比べ劣る。 ②3点セットは、例えば高所で発生したプラント火災に対し、地上2メートル以上の高所から有効放射が可能であること等、I-S砲が有していない汎用性の高い性能を保有していることに鑑み、1セットのみの配備が義務付けられている事業所等においてその配備の必要性が高い等の理由から、「複数の3点セットを保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車との代替を可能とする。」 2. 平成15年以降、その後の技術革新・開発の動向についての具体的な提示がない以上、現時点においては、1セット目からの適用を検討する状況にはない。 3. また、I-S型泡放射砲を担いでタンク上部に防災要員が上がり消火を行う際の安全性の確保に係るデータとは、従来から回答しているとおり、単に放射熱のことを考慮するだけではなく、火災の拡大及び層根の沈下等あらゆる可能性における防災要員の安全性の確保を担保するデータのことをいうものであるが、防災要員の安全性に関する新たな提	-	(社)日本経済団体連合会	114	A	I-S型泡放射砲のリング火災への適用	リング火災の消火に対して、1セット目から大型高所放水車の代替として、I-S型泡放射砲の使用を認めるべきである。	石油コンビナート等災害防止法施行令第8条	総務省消防庁 特殊災害室	タンクのリング火災については、法令上3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務付けられている。複数の3点セットを保有する場合、2セット目以降については、I-S型泡放射砲を大型高所放水車と代替することが認められているが、1セット目からの適用は認められていない。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057116			z08017	総務省	「危険物施設の変更に係る完成検査等について」(平成11年3月17日消防庁通達消防第22号)	工事管理を含む保安に優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所が行う一定の変更工事について、市町村長等は事業所の自主検査結果を活用して完成検査を実施することができることとしている。	C	-	近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、重要な変更工事に関しては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことは不可欠である。このため、市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用できる屋外タンク貯蔵所は、事故等の発生実態及び事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から1,000k未満に限られているものである。 なお、規制改革・民間開放推進会議(再改定)(平成16年3月31日閣議決定)に基づき、一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について、安全の確保を前提に検討を行い、平成19年度を目途に結論を出す予定である旨、申し添える。	-	(社)日本経済団体連合会	116	A	消防法の認定制度の範囲拡大ならびに自主検査の導入	①範囲の拡大 認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張検査および保安検査まで拡大すべきである。 ②自主検査の導入 さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。 当面の措置として、事業者の検査結果で問題がない場合は、その時点で施設の仮使用を可能とすべきである。		高圧ガス保安法では、所有者、管理者等の自己責任原則の下、自主検査が認められている。他方、消防法では認定事業者制度が導入されているが、認定の範囲の狭さや、求められる要件、提出資料の多さから現状ではメリットが十分とはいえない。さらに、事業者が検査を完了しても市町村が交付する完成検査済書を得るまで、使用できない期間が長くなっている。 経済産業省、厚生労働省、消防庁で検討された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会の最終報告(2000年11月)」でも、検査機関等の相互乗り入れ、民間検査機関への門戸開放、検査機関等の要件の共通化の方向で検討されることとなっており、整合化を図るべきである。	「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」(平成11年3月17日消防庁通達消防第22号)	総務省消防庁危険物保安室	①範囲の拡大 消防法では、屋外貯蔵タンクについてはその範囲が「完成検査」ならびに「完成検査前検査(水張り検査)」に限定されており、その対象も1,000k未満のタンクに制限されている。 ②自主検査の導入 完成検査の認定制度を活用し、市町村長などが合否を判断することとされており、高圧ガス保安法の認定制度のように、自ら検査を行った事業者が判断できない。
5057	5057117			z08018	総務省	消防法第2条	引火点250℃未満の引火点を有する引火性液体を危険物としている。	C	-	引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討が行われ、その結果引火性液体の引火点の上限に関し消防法が改正され、平成14年6月から施行されたものである。 法改正の際の検討において、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあるとされており、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。	-	(社)日本経済団体連合会	117	A	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度引き下げるべきである。 引火点区分については、関連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「GHS化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしており、各国型に見直すべきである。		世界各国(英、仏、独、蘭、米等)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方、わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが嵩み、負担となっている。『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について(2005年8月12日)では「日本における危険物保安の観点」から上限引き下げは困難とされているが、その根拠は不明である。 わが国も参加している国連のシステム「GHS化学物質の分類及び表示の世界調和システム」も2008年に採用が決定しており、危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。	消防法第2条	総務省消防庁危険物保安室	引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされている。
5057	5057118			z08019	総務省	消防法第14条の3、第14条の3の2危険物の規制に関する政令第8条の4第6項危険物の規制に関する規則第62条の5 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の施行について」(昭和52年3月30日消防第56号)	特定屋外タンク貯蔵所にあつては、液体危険物タンクの底部の板の厚さに関する事項及び液体危険物タンクの溶接部に関する事項の検査を行わなければならない。	C	-	屋外貯蔵タンクからの漏えい事故は、金属材料の腐食劣化によるもの、地震等の外部応力によるもの等が考えられ、今後発生が予想されている大規模地震等における応力集中によるタンク破壊の要因となる可能性を有する溶接部欠陥についての検査を省略することはできない。なお、保安検査時においては、溶接部欠陥が毎年発見されている現状にある。	-	(社)日本経済団体連合会	118	A	タンク底板溶接部検査の省略	タンクの保安検査、内部点検は、底板溶接部の検査についてはタンク製作時または一度実施すればよいものとし、底板の厚さに関する検査のみとすべきである。		『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について(2005年8月12日)では、溶接部欠陥が「今後発生が予想されている大規模地震等における応力集中によるタンク破壊の要因となる可能性を有する」とされている。しかし、応力集中部に生じた割れが進展してタンクを貫通するに至るまでの時間は、地震や通常の油の出入れに伴う累積損傷劣化を考慮して破壊力学的に計算しても、100年要するとの結果が得られている。 また、同回答では「保安検査時においては、溶接部欠陥が毎年発見されている現状にある」とされているが、そのような事実は認められていない。 海外においては、タンクの溶接部を定期的に検査している国はなく、タンク製作時に全溶接線を一括して検査しているだけである。	消防法第14条の3、第14条の3の2危険物の規制に関する政令第8条の4第6項危険物の規制に関する規則第62条の5 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の施行について」(昭和52年3月30日消防第56号)	総務省消防庁危険物保安室	タンクの底板溶接部については、開放検査ごとに磁粉探傷試験を実施することとされている。また、溶接線については、ほぼ全線(側板とアニラ板の内側溶接継手、3枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手)についてコーティングを剥離し、検査を行うこととなっている。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(別規改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057119			z08020	総務省	消防法第14条の3の2 高圧ガス保安法第35条の1 コンピナート等保安規則第14条 製造施設の位置、構造及び設備ならびに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める規則第14条	消防法第14条の3の2により定期点検を行わなければならない危険物施設は、1年に1回以上点検を行っている。	C	—	定期点検は危険物施設の安全のため、施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していることを点検するもので、特定の製造所等の所有者等に対し義務を課しているものであり、安全弁については原則として作動確認により1年に1回以上機能の適否を点検する必要がある。	—	(社)日本経済団体連合会	119	A	消防法および高圧ガス保安法が重複適用される安全弁の分解検査周期の見直し【新規】	高圧ガス保安法および消防法が重複適用される安全弁の分解検査周期は、高圧ガス保安法の周期である2年とすべきである。		高圧ガス保安法においては、安全弁の分解検査周期は、2年(機器によっては4年)となっており、消防法においても整合をとるべきである。	消防法第14条の3の2 高圧ガス保安法第35条の1 コンピナート等保安規則第14条 製造施設の位置、構造及び設備ならびに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める規則第14条	総務省消防庁 経済産業省 原子力安全保安院 保安課	消防法が適用される安全弁の分解検査周期が1年であることに対して、高圧ガス保安法が適用される安全弁の分解検査周期は2年(機器によっては4年)となっている。したがって、両法規が重複して適用される安全弁の分解検査周期は、短い方の1年となっている。
5057	5057120			z08021	総務省	消防法第17条 消防法第17条の3の3	消防用設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないとされている。 消防法第17条の3では、当該防火対象物において設置を義務付けられた消防用設備等について定期的な点検を行い、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないとされている。従って自主的に設置された消防用設備等についての点検は法令上義務付けられていない。	D	—	自主的に設置された消防用設備等の点検については、火災予防に係る行政上の目的を実現するための行政指導によりその実施を求める場合があるが、当該消防用設備等についての点検は法令上義務付けられていない。	—	(社)日本経済団体連合会	120	A	自主的に設置する消防用設備等における点検基準の緩和【新規】	消防法および消防法施行令に基づく消防用設備等の設置・維持基準を既に満足している施設において、さらに自主的に設置した自動消火設備等の消防用設備については、自主的な点検(点検項目、点検周期、点検報告等)で実施できるよう点検基準を緩和すべきである。		「消防用設備等の設置基準」に基づいて当該消防用設備を設置するうえで、自主的に自動消火設備等の消防用設備を設置している施設がある。当該消防用設備は告示の点検基準に基づき点検を実施し、消火性能等の維持に努めていることから、自主的に設置している自動消火設備等の消防用設備の有無に関わらず、既に消防法および消防法施行令の規定を満たした消火性能等を有する施設となっている。そのため、自主的に設置した自動消火設備等の消防用設備については、自主的な点検(点検項目、点検周期、点検報告等)に基づいて設置者責任による点検を実施することができる。	消防法第17条、第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6 消防法施行令第8条～第29条の4 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年5月31日消防庁告示第9号) 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書」に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)	総務省消防庁	山頂無線中継局舎等は消防法施行令第13条で定める自動消防設備(不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等)を設置しなければならない施設には該当していない。 しかしながら、消防法施行令第13条に該当しない山頂無線中継局舎等であっても、事業者が自主的に自動消火設備を設置している場合がある。 この場合、自主的に設置した消防設備にも拘わらず、消防庁告示第9号と第14号に基づき点検を実施するよう指導されている。
5057	5057121			z08022	総務省	有線電気通信法第3条第2項	有線電気通信法第3条第2項に規定する有線電気通信設備については、同法第3条第1項の各号の事項のほか、その使用の態様その他総務省令で定める事項を併せて届け出ることとしている。 なお、本届出では、事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第2)中の「4 設備の概要」欄と、使用の態様等を記載する事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第3)に添付する「回線図」においてほぼ同様の内容が記載されている例が見られるため、「有線電気通信設備の届出に係る添付書類の取扱い」について(通達)「郵電監第134号(昭和63年10月21日)」において、双方に重複が生じないようにすることとしている。 また、同通達では、「回線図」に設備の概要の記載を行うことが好ましい場合、事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第2)中の「4 設備の概要」欄は、「回線図のとおり」と記載しても差し支えないとしている。	。	なし	「制度の現状」に記したとおり、要望事項は措置済みである。	—	(社)日本経済団体連合会	121	A	有線電気通信設備の届出における事項書の記載省略化	有線電気通信法第3条第2項に規定する「①二人以上の者が共同して設置するもの」、「②他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの」、「③他人の通信の用に供されるもの」のいずれかで「有線電気通信設備を設置する場合の届出の事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第2)において、「設備の概要」の記載を省略すべきである。		事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第2)の「設備の概要」の項目に記載する「交換機」、「増幅器又は光電変換器」、「保安装置」、「線条」および「電柱」の種類については、事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第3)に添付する回線図に記載することで設備の構成と種類を把握することが可能であることから、事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第2)に記載する「設備の概要」については記載を省略しても問題がない。	有線電気通信法第3条、第3条の2項 有線電気通信法施行規則別紙様式第2、別紙様式第3	総務省総合通信政策課 総務省高電気通信事業部 事業政策課	有線電気通信設備が「①二人以上の者が共同して設置するもの」、「②他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの」、「③他人の通信の用に供されるもの」のいずれかに該当する場合、有線電気通信法第3条第2項に基づき、同法第3条第1項に規定する「有線電気通信の方式の別」、「設備の設置の場所」、「設備の概要」の事項のほか、その使用態様その他総務省令で定める事項を併せて総務大臣に届け出なければならない。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057122			z08023	総務省	有線電気通信法第3条第3項	有線電気通信設備を設置した者は、有線電気通信法第3条第1項各号の事項若しくは同法同条第2項に該当しない設備をこれに該当するものに変更するとき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに変更しようとするときは、変更の工事の開始の日から二週間前まで(工事を要しないときは、変更の日から二週間以内)に総務大臣に届け出なければならない。	c	なし	有線電気通信法第3条第3項に規定する有線電気通信設備の変更届出は、設置する有線電気通信設備の使用の態様を変更する際にも必要としている。要望理由において、「工事を要しないときの変更とは、実際には、届出者の法人格が同一のまま、単なる社名変更、事業所名称変更および住所表記変更のみである」とあるが、有線電気通信設備の工事を要せずに使用の態様を変更することが想定されるため、「有線電気通信設備の変更において、当該設備の工事を要さない場合については、届出不要」とすることは不適当である。		(社)日本経済団体連合会	122	A	工事を要しない有線電気通信設備の変更における届出の廃止【新規】	有線電気通信設備の変更において、当該設備の工事を要しない場合については届出不要とすべきである。		工事を要しないときの変更とは、実際には、届出者の法人格が同一のまま、単なる社名変更、事業所名称変更および住所表記変更のみであることから、この場合の変更については届出不要とし、変更元の法人格が一般的に取引先や関係会社等に社名や住所等の変更を案内する文書等を総務省等関係機関へも案内することで変更届の代用とし、その案内を既に申請している届出書に添付することで手続きの簡素化が可能である。	有線電気通信法第3条	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	有線電気通信設備の届出事項を変更する場合、当該設備の工事を要しない場合についても、有線電気通信法第3条に基づき「変更の日から二週間以内」に総務大臣に届け出なければならない。
5057	5057123			z08024	総務省	①電気通信役務利用放法施行規則第4条 ②電気通信事業法第2条第3号及び第29条第1項第11号	①電気通信役務利用放法の業務を行う者として、電気通信役務利用放法の種類を記載した申請書を提出して総務大臣の登録を受けなければならない(電気通信役務利用放法第3条)。当該電気通信役務利用放法の種類は、衛星役務利用放法及び有線役務利用放法とされている(電気通信役務利用放法施行規則第4条)。 ②MVNOとは、MNOの提供する即電気通信役務としての移動通信サービスを利用して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該サービスに係る無線局を自ら開設していない者である(MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用に関するガイドライン)。また、電気通信役務利用放法に利用する電気通信役務に関する特段の制限はなく、MVNOが提供する電気通信役務を利用することも可能である(電気通信役務利用放法第1条)。	①c ②d	①Ⅲ ②一	①総務省としては、これまで、2.6GHz帯衛星デジタル音声放送等、新たに登場した移動体向け放送サービスの制度化に取り組んできたところ。他方、電気通信役務利用放法法のスキームで行われる移動体向け放送サービスについては、現時点において電気通信業務用の周波数を使用する放送サービスのニーズが顕在化しているとは承知しておらず、また具体的な当該放送サービスに係るシステムの提案についても認識していない。このため、移動体向け放送サービスを電気通信役務利用放法法の対象に含めるか否かという制度的な見直しを検討する前に、当該ケースの有無、当該放送サービスに係るシステム等、様々な課題を検証し、見極める必要がある。 ②なお、移動体端末向けの電気通信役務利用放法についての考え方は前記①のとおりであるが、一般的に、電気通信役務利用放法を提供する場合において、他の電気通信事業者が提供する即電気通信役務を利用することについて特段の問題は存在しない。		(社)日本経済団体連合会	123	A	移動体向け放送サービスの提供に伴う法制度・ガイドラインの見直し【新規】	①電気通信役務利用放法及び総務省令で定める電気通信役務利用放法に、移動体向け放送も含めるべきである。 ②「放送サービス」提供の場合のMVNOに対し、インフラ/サービス提供が公正に行われるようガイドラインを見直すべきである。		通信インフラを利用した移動体利用者向けの「放送サービス」は、用いられる技術等は「通信」に該当するが、実際のサービスは不特定多数が同時に同じ情報を取得する「放送」サービスである。放送事業者が、移動体サービスにおいても「放送サービス」を行うことを法制度も担保することで、移動体向けサービスの多様化及び新たなビジネス創出につながる。また、放送事業者が、通信インフラ技術を用いた「放送サービス」の実施を希望しても、実際に通信設備を保有する通信事業者が設備の提供を行わなければ、「放送サービス」は提供できない。サービスの多様化及び新たなビジネス創出を促進し、幅広い移動体向け放送サービスを実現するためには、自ら通信インフラを所有しない放送事業者が、既存及び新規通信事業者からインフラ/サービスの貸与を受けてサービス提供ができる制度環境が必要である。そこで、通信設備を保有する通信事業者から、「放送サービス」を希望するMVNOに対して設備の提供が公正に行われるよう、ガイドラインを見直すべきである。	電波政策ビジョン(2003年7月) 周波数の再編方針(2003年10月) 周波数再編のアクションプラン(2004年8月、2004年10月) 電波法、電気通信事業法、電気通信役務利用放法、放送法、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用に関するガイドライン(2004年4月)	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課	総務省は、世界最先端のワイヤレスブロード環境を構築するため、周波数の再編計画を行っている。中でも、移動体サービス向けに1.7GHz帯及び2GHz帯で3社に周波数割当を行い、また今後2.5GHz帯や700MHz帯、1.5GHz帯でも周波数の割当を行う予定である。こうした新規移動体通信サービスにおいて、不特定多数が同時に情報を取得する「放送サービス」が計画されているが、電気通信役務利用放法の対象は衛星放送及びケーブルテレビ放送であり、移動体サービスが含まれていないため放送としてのサービス提供を行うことができない。また、通信インフラを持たない放送事業者がMVNO(仮想移動通信事業者)としてサービス提供を行うことも想定されるが、現行のガイドラインは電気通信事業者による移動体サービスを想定しているため、放送事業者がMVNOとしてサービス提供を行うことが出来ない。
5057	5057124			z08025	総務省	電波法第38条の24、第38条の26、第38条の31 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第20条、第36条、様式第7号 総務省告示第460号(15.7.1)	技術基準適合証明等により表示が付けられた無線設備については、免許不要等の特例を受けることができる。	C	-	既に認証を受けた小電力データ通信システム(無線LAN)のアンテナを新たなアンテナに変更した場合の無線設備の技術基準への適合性について、認証を不要とするということは、第三者による適合性評価を不要とし、自らが確認すればよいということになる。小電力データ通信システム(無線LAN)については、市場調査を実施した結果、技術基準不適合機器が無視し得ない割合で発生している状況であり、製造業者等により適正な機器が市場に供給されるよう、今後の改善状況を注視していく必要があるところである。このような状況において、新たなアンテナに変更した場合の無線設備の技術基準への適合性について、第三者による適合性評価を不要とし、自らが確認すればよいということにすることは適当ではない。表示における番号については、技術基準不適合機器が現れた場合に、迅速かつ確実に製造業者、機種等を特定し、必要な措置を講じるために非常に重要なものであり、これを軽視することは適当でない。なお、具体的な要望内容中の第二文については、以前の回答の趣旨は、無線設備の当初の認証の際にその無線設備のアンテナとして技術基準を満たすものが複数想定されている場合に、それらを含めて認証を受けることにより、アンテナごとに認証を受けることを簡略化することができるということである。		(社)日本経済団体連合会	124	A	小電力データ通信システムの無線局における空中線の追加認証手続の見直し【新規】	例えば、既認証において認められている利得より小さいなど、一定の条件下で新たなアンテナを接続する場合にも認証番号の変更は不要とすべきである。また、再度の認証が不要とされている、「当初の認証の際に一定の条件を満たす空中線が想定されている」事例について明確にすべきである。		新たなアンテナの追加に伴い、企業はその都度、認証費用を払い、認証を受け、新たな認証番号を製品に表記しなければならず、大変なコストと手間が伴うとともに、新製品の市場投入が遅れることにもなる。認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合には、それらを含めて当初に認証を受けることで、再度の認証を不要とできるもの、「一定の基準」が明確ではないため、実務上、機種が変わる毎に、新たな認証番号を再取得せざるを得ない。そもそも、海外では多くの国がアンテナの変更による新たな認証を不要としている。	電波法第2条、第38条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第8条、第20条、第27条、第36条	総務省総合通信基盤局電波環境課	技術基準適合証明等の認証を受けた無線設備について、変更の工事がなされた場合には、変更前の認証等は効力を有しない。ただし、当初の認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合は、それらを含めて認証を受けることで、再度の認証を不要とすることが可能であり、認証番号についても、当初の番号を変更せずに使用できる。既に認証済みの無線LAN製品について、新たなアンテナ(空中線)を接続し、使用する場合は、該当の無線デバイスに新たにアンテナ情報を追加するという一方で、認証番号を再取得し、これにより変更された認証番号を製品に表記しなければならない。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(別) (規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057125			z08026	総務省	地方税法第317条の6①②、同法第321条の4①同法施行規則第10条②③	個人住民税の課税資料となる給与支払報告書等は市町村長に提出することとされており、特別徴収税額通知書は市町村長の名前で通知することとされている。	①一連の手続については、「紙媒体による書面」ではなく、電子データでの授受を原則とするべきとの要望について… d ②窓口組織を設定し、そこでデータの取り纏めを行うようにすべきとの要望について… d	-	地方税法は、市町村民税特別徴収の手続を書面によるものに限定しておらず、これを電子化することは、現行法制度上既に可能である。この手続を電子化するかどうかについては、地方公共団体が費用対効果等を判断し、必要に応じて適切に行っているものと認識している。また、給与所得者異動届出の電子データ化・電子納税等についても、下記のとおり(社)地方税電子化協議会において検討が行われているところ。 (社)地方税電子化協議会において、地方税ポータルシステムは、現在、法人住民税、法人事業税及び固定資産税(償却資産)の電子申告手続が実施されている。おいて、これらの税目の申告手続のみならず、納税者の利便性の向上を鑑みながら各種申請・届出・納税手続まで組み込まれていく予定である。総務省としては、今後とも、各地方公共団体における地方税の電子化に係る取組みを支援してまいり所存である。	-	(社)日本経済団体連合会	125	A	住民税にかかる諸手続きの電子化および窓口の一本化【新規】	①一連の手続については、「紙媒体による書面」ではなく、電子データでの授受を原則とするべきである。 ②窓口組織を設定し、そこでデータの取り纏めを行うようにすべきである。		①紙媒体で送付されているデータを電子データに変えることで、企業・各地方公共団体双方の事務処理負担が軽減される。 ②その際、単に紙を電子データに置き換えるだけで、地方公共団体ごとに手続を行なうことではメリットが激減する(全国展開している企業の場合、対象となる市区町村等が何百にも及ぶため、窓口となる組織(ポータルサイト)を設定し、地方公共団体から送付されたデータを企業側に集約するとともに、企業から全地方公共団体分について一括送付されたデータを地方公共団体毎に振り分ける処理を行うことが必要である。	地方税法第13条、第317条の6、第321条の5 地方税法施行規則第9条の5、第10条	総務省自治税務局企画課 各地方公共団体税務担当課	住民税にかかる特別徴収の手続※は、地方公共団体ごとに「原則として書面の受け渡し」により行われている。 ※①「市民税・県民税、特別徴収税額通知書」の地方公共団体から企業への送付 ②「給与支払報告書」の企業から地方公共団体への送付 ③「給与所得者異動届出書」の企業から地方公共団体への送付 ④「特別徴収税額通知書」の企業から従業員への授受 ⑤納税
5057	5057126			z08027	総務省	地方税法第362条、第364条、第383条	現在、地方団体が組織する(社)地方税電子化協議会において、地方税関係手続の電子化を推進し、又全国共通のポータルシステムが運営されているところである。	d	-	地方税法は、固定資産税の納付手続を書面によるものに限定しておらず、これを電子化することは、現行法制度上既に可能である。この手続を電子化するかどうかについては、地方公共団体が費用対効果等を判断し、必要に応じて適切に行っているものと認識している。 (社)地方税電子化協議会において、地方税ポータルシステムは、現在、法人住民税、法人事業税及び固定資産税(償却資産)の電子申告手続が実施されている。おいて、これらの税目の申告手続のみならず、納税者の利便性の向上を鑑みながら各種申請・届出・納税手続まで組み込まれていく予定である。総務省としては、今後とも、各地方公共団体における地方税の電子化に係る取組みを支援してまいり所存である。	-	(社)日本経済団体連合会	126	A	固定資産税の納付手続きの電子化推進	固定資産税の納税通知書、課税明細書の交付、納付手続きならびに償却資産税の申告手続きの電子化を推進すべきである。その際、入力フォーム、入力手順などの仕様(インターフェイス)の標準化を図るべきである。		現状では固定資産税の納税通知書、課税明細書が地方公共団体ごとに異なっている場合があり、全国展開している企業や納付を受ける金融機関にとっては、事務が煩瑣であるばかりか、企業内部の電子化の阻害要因となっている。例えば固定資産税の納税通知書の様式については、定めはあるものの、実際には地方公共団体ごとに大きき等の仕様があり、企業側の集計作業等において不便が生じている。固定資産税の納付手続の電子化により、企業、行政双方において、納税事務が簡略化・効率化され、コスト削減と生産性の向上が期待される。 現在、電子自治体システムの共同化に向けた取り組みが行われているが、納税者の利便性向上の観点から、全ての市町村で電子納税が行えるよう、汎用システムの導入を早期に図るべきである。	地方税法第362条、第364条、第383条	総務省自治税務局企画課 各地方公共団体税務担当課	①固定資産税の納税義務者は、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各市町村が定めた納付書により、各事業所等が所在する市区町村長に対し、税金を納めなければならない。 ②固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年償却資産課税台帳の登録および当該償却資産の価格の決定に必要な事項を所在地の市町村に申告しなければならない。
5057	5057127			z08028	総務省、国土交通省	地方自治法施行令第167条の11	第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。 3 第167条の5第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。	C:対応不可	II	地方公共団体における入札参加資格に関する具体的な基準の決定は、各地方公共団体に委ねられているところであり、国の関与により入札参加資格審査申請書等の様式を全国統一とすることは困難であるが、地方公共団体の自主的な検討と判断の結果、様式の統一化や手続の共通化が図られることは、申請者の負担軽減の観点から望ましいものと考えられる。総務省としても、これまで国において各省申し合わせにより統一様式が定められた際には、各地方公共団体における取組の参考となるようこれを周知してきたところであり、今後も国の動向等を踏まえつつ、適宜対応を検討することとした。	-	(社)日本経済団体連合会	127	A	公共工事指名願いに関する諸手続き等の統一	①政府として、各地方公共団体における「公共工事指名願い」の様式を統一すべきである。 ②①を行った上で、各地方公共団体におけるオンライン手続きを共通のものとするべきである。		現状では、地方公共団体ごとに様式がまちまちであり、調査に時間をかける必要があるため、全国展開している企業にとっては、事務が煩瑣で利便性に欠けている。企業における業務の効率化・労働時間の短縮化を実現するために、指名願いの様式を統一するとともに、オンライン手続きについても共通化することを要望する。	各地方公共団体の指名願い様式等に関する共通	国土交通省大臣官庁地方課 総務省自治行政局	公共工事指名願い(指名競争入札参加資格申請書)について、国土交通省は統一様式を設定しているが、現状では地方公共団体により様式にかなり違いがある(特に、資格所持項目・職員の分類等の様式がまちまちである)。また、電子申請についても、それぞれの地方公共団体が独自の形式をとっている。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057136			z08029	総務省	地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5	第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。 3 普通地方公共団体の財産は、第238条の5第2項の規定の適用がある場合で、議会の議決によるときでなければ、これを信託してはならない。 第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第3項及び第4項の規定を準用する。 3 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可	C:対応不可	I	地方公共団体の公有財産は、住民の福祉の増進等、公用又は公共的な性格を有しているものであり、その保有目的に応じた適切な管理が必要である。よって、財産の効率的な活用と照らし合わせ、一定のものについてのみ信託を認めているところである。 上記の趣旨を十分に勘案しつつ、今般、地方自治法の改正により、普通財産及び基金に属する有価証券について貸付を目的とした信託を可能としたところである。 なお、地方自治法において信託が認められている範囲は、今回の改正により国よりもその対象が拡大されているものである。 また、地方公共団体においても、信託財産である建物等の一部を、当該地方公共団体が取得又は賃借する等により引き続き使用することは可能である。		(社)日本経済団体連合会	136	A	地方公共団体の保有する財産の流動化、証券化を目的とした信託設定の容認【新規】	地方公共団体が保有する財産全般について、流動化・証券化を目的とする信託設定を可能とすべきである。少なくとも国と同様に、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引続き地方公共団体が使用する方式を可能とすべきである。		地方公共団体の保有する財産について、信託設定による流動化が実現すれば、地方公共団体の資金調達手段の多様化、早期財政健全化に資する。 金銭債権については、既に信託による流動化と同様の経済効果が期待されるローン・パーティシペーション方式での流動化事例が既に存在している。 政府は、地方公共団体が所有する有価証券の信託を可能とすべく、地方自治法の改正法案を第164回通常国会に提出している所であるが、保有財産全般について、流動化、証券化目的での信託を可能とすべきである。	地方自治法第237条、同第238条の4及び第238条の5	総務省	地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類されるが、普通財産である土地及びその(定着物)以外を信託することは認められていない。普通財産である土地及びその(定着物)の信託についても、地方公共団体自らが受益者となる場合以外は認められておらず、さらに公用又は公共の用に供するために必要が生じたときは、信託期間中であつても信託契約を解除することができるものとされている。 一方、国においては、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引き続き国が使用する方式が認められると解されている。
5057	5057139			z08030	全省庁	国:民法第466条	国:要望事項については、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。	国:d	-	国:d *総務省では既に措置済み		(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(①譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、②事前承認手続を大幅に簡素化する、③債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一的な取扱いすべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止事項適用の例外とする等、企業における売却権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	
5057	5057190			z08031	総務省	地方税法第700条の15・第700条の15 地方税法施行令第56条の7・第56条の8	① 免税軽油使用者証の有効期間(現行:2年間) ② 免税証の有効期間(現行:1年間) ③ 免税証の元売会社への提出単位の緩和(都道府県税務当局の判断)	C	-	軽油引取税の課税免除手続のあり方を検討するに当たっては、課税免除の対象事業者・用途全体を念頭に置きながら、厳格に対応することとしている。課税免除手続に関しては、具体的には、平成16年度税制改正において、免税軽油の不正使用が疑われる事例が散見されることを背景として、免税証の不正受給等に係る罰則を強化したほか、免税軽油を不正に使用した免税軽油使用者に係る免税軽油使用者証の返還義務を規定するなどしたところである(なお、平成17年度・18年度においても、脱税防止対策の強化に係る税制改正を行っている。)。本件要望については、「電気供給業を営む者」に係る課税免除措置について、その手続を緩和するといふものであるが、課税免除手続を取り巻く上記のような現状にかんがみれば、要望にあるように課税免除手続を緩和することは困難である。		(社)日本経済団体連合会	190	A	軽油引取税の免税手続の緩和【新規】	以下の3点を措置すべきである。 ①免税軽油使用者証の有効期間(現行:2年間)の延長 ②免税証の有効期間の延長 ③免税証の元売会社への提出単位の緩和(少なくとも月単位)		地方税法第700条の15 地方税法施行令第56条の7	総務省自治税務局都道府県税課 各道府県税務所	火力発電所で使用する助燃用軽油は、当該発電所が所在する道府県税務所へ申請し、①「免税軽油使用者証」の交付を受けた後、同じく道府県税務所へ申請、②「免税証」の交付を受け、交付を受けた免税証を軽油購入の際、③購入先の登録特別徴収義務者である「元売会社」に提出することで免税となる。 現状、軽油を購入する電力会社は軽油納入量を月単位、短い場合は日単位で集計の上、元売会社へ免税証を提出している(提出単位は、各道府県税務所の行政指導により異なる)。取引の都度、提出を求められる場合もあり、事務が非常に煩雑になっている。 免税軽油使用者は、免税軽油引き取り報告の義務を負うとともに、使用しなかった免税証は返納しなければならない。	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057192			z08032	総務省	消防法第10条 危険物の規制に関する政令第10条 平成11年6月2日 消防庁通知第53号	ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所については、位置、構造及び設備の技術上の基準の特例が認められている。	C	—	一般取扱所と貯蔵所では、その施設形態、危険物の取扱形態等が異なることから、同様の特例を適用することはできない。	—	(社)日本経済団体連合会	192	A	ナトリウム・硫黄電池の保管における規制緩和	ナトリウム・硫黄電池は、密閉した単電池を複数組み合わせたもの(以下モジュール電池)であり、危険物保安技術協会が型式認定され、高い安全性を有することが確認されている。 この型式認定されたモジュール電池を保管する場合には、上記の危険物屋内貯蔵所の規制内容のうち、「保有空地の確保」「消火設備の設置」について、以下のように規制を緩和すべきである。 ①保有空地：(現行「最低10m」)→「最低3m」に ②消火設備：(現行「第3種消火設備」)→「第5種消火設備」に	(*)その安全性は同等であるため、「保管」についても規制を緩和すべきである。	2010年に向けたCO2削減目標達成のための有効な手段として、風力発電等の自然エネルギー発電にナトリウム・硫黄電池の併設が計画されるなど、同電池に期待される役割は大きくなっている。 今後、大規模の電池設置案件(20MW~50MW規模)が増え、短期間に設置工事を完了するためには、設置場所の近傍にナトリウム・硫黄電池の保管場所を確保することが必要となる。 ところが現状、危険物屋内貯蔵所の規制を満足する保有空地や消火設備等を有する既存倉庫は極端に少なく、保管場所の確保が難しい状況にある。今後の普及促進に向け、ナトリウム・硫黄電池の保管に既存倉庫を有効活用することは、大規模案件の円滑な建設および経済性の面から、不可欠の条件となっている。 危険物保安技術協会により型式認定されたナトリウム・硫黄電池の「設置」に関しては、既に、消防法上の危険物一般取扱所規制について以下の緩和の特例が認められている(消防法第53号)。 ①保有空地：(現行「最低5m」)→「最低3m」に ②消火設備：(現行「第3種消火設備」)→「第5種消火設備」に 型式認定されているナトリウム・硫黄電池であれば、(*)	消防法第10条 危険物の規制に関する政令第10条 平成11年6月2日 消防庁通知第53号	総務省消防庁 危険物保安室	①保有空地の確保：貯蔵所の周囲に最低10mの保有空地が必要 〔指定数量の倍数〕が200以上の場合は ②消火設備の設置：第3種固定消火設備(CO2消火設備等)が必要 ③建屋構造、床面積等…内容略
5057	5057199			z08033	総務省	(WTO)政府調達に関する協定(1996年)	1996年1月1日に発効した世界貿易機関(WTO)「政府調達に関する協定」は、政府機関等による産品、サービスの調達に、内国民待遇、内外無差別の原則を適用し、また、政府調達に手続の透明性を確保することを定めている。我が国においては、同協定附属書1付表において約束している中央政府機関、地方政府機関(47都道府県及び12政令指定都市)、特殊法人及び独立行政法人による調達に同協定が適用される。	—	—	WTO政府調達協定は、公正、公開かつ競争的な政府調達を促進するための国際ルールである。我が国は、同協定締約国間の権利及び義務の均衡並びに同協定に定める相互に合意された適用範囲に基づき、内外無差別等の原則に則った政府調達を行っており、我が国が同協定付表において約束している機関については、同協定を誠実に遵守している。これらの機関を協定適用機関から除外するためには、同協定に定める手続により所要の通報を行ったうえで、各締約国からの異議申立がないことが条件となるものであり、我が国の規制改革に対する枠組みの中で捉えられるものではない。 なお、我が国は、平成11年7月1日のNTT再編に伴い、NTTの承継会社の1つであるNTTコミュニケーションズ社は同協定の対象機関としない旨の通報を、同協定の手続に従ってWTO政府調達委員会を通じ各締約国に対して行ったところ、これに対して米国、EC、カナダから異議申立が行われた。それ以降、同社が協定の除外基準を満たしていることについて同委員会や各種協議の場を通じて重ねて説明を行ってきた結果、米国及びカナダは異議を撤回したものの、依然ECが異議を留保しているところ。数年にわたりWTO政府調達委員会会合及び2国間協議の場で我が国はECに対し異議の撤回を求めており、本年7月にECに対し及びWTO政府調達協議の場において撤回を要求したところ、今後とも取り組みを継続していきたい。	—	(社)日本経済団体連合会	199	A	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	NTTグループ各社(NTT株式会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)、中でも完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべき措置を講じるべきである。	NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進化している中で機動的な事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうした状況において、NTTグループ各社は民間企業であるにもかかわらず、政府調達協定の対象機関として、画一的な調達手続きの運用が義務付けられている他、規定された調達状況報告のための集計作業に多大な業務が必要になると大きな負担を強いられている。	政府調達に関する協定(1996年)	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手続きを進めることが義務付けられている。 また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」等を定めており、協定対象機関には、より詳細かつ対象範囲が広い調達手続きが求められている。	
5057	5057210			z08034	総務省	地方自治法第244条の2	第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に	a	—	指定管理者の選定手続については、具体的な事例の把握など、選定等の実態把握を行い、その調査結果に基づき透明度の高い手続を行うよう、地方公共団体へ周知するとともに、必要な情報提供など選定プロセスの透明性を確保するための所要の措置を講ずる。	—	(社)日本経済団体連合会	210	B	指定管理者制度に関する運用の改善	指定管理者制度の運用改善を図るため、総務省は地方公共団体に対し以下の点を周知徹底するとともに、必要に応じて技術的助言を行うべきである。 ①原則として公募制を採用すべきであり、非公募の場合でも、指定された事業者が当該施設の指定管理者として最善である理由を公表すべきである。 ②公募にあつては、十分な募集期間を確保すべきである(最低1ヵ月程度)。また、施設の概要や、人件費、施設管理運営費、事業収入等の経理に関する事項等について可能な限り具体的に公表すべきである。 ③選定委員会は、外部有識者を主体として構成すべきである。また、審議経過や評価結果を公表すべきである。 ④指定管理者による施設の管理・運営の評価方法を確立すべきである(利用者評価、外部評価等)。	①多様な民間事業者に参加機会を与えるためには、公募制の採用が望ましい。 ②募集期間が短く、公表される情報が少ないと、事前に十分な検討が行えない。 ③選定プロセスの透明性を確保するため、選定委員会は外部の有識者を主体として構成すべきである。さらに、昨今の情報公開の流れを踏まえ、審査の透明性を高めていくべきである。 ④指定管理者による施設の管理・運営の評価を行うにあつては、十分な評価手法が確立しているとはいえない。指定期間中のモニタリングや、指定の継続の判断にあつては、指定管理者による施設の運営状況の評価が必要であり、利用者アンケートや評価委員会による外部評価等の手法を確立すべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、2006年度中に「指定管理者の選定手続については、具体的な事例の把握など、選定等の実態把握を行い、その調査結果に基づき透明度の高い手続を行うよう、地方公共団体へ周知するとともに、必要な情報提供など選定プロセスの透明性を確保するための所要の措置を講ずる」とされているが、上記の点も含め、早期に具体的な措置を講ずるべきである。	地方自治法第244条の2 地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)(平成15年7月17日総行第87号)	総務省自治行政局行政課	指定管理者の指定の手續は条例で定めなければならないとされている。「地方自治の一部を改正する法律の公布について(通知)」(2003年7月17日 総行第87号)では、条例で規定すべき事項について、「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」とされているが、実際の運用では、公募が採用されていない事例や、公募は実施されたが情報公開が不十分であったり、選定委員会における選定プロセスの透明性が低い事例が散見されている。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057211			z08035	総務省	住民基本台帳法第12条、第36条の2、住民基本台帳法施行令第15条 「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和42年10月4日自治振第150号等) 「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」(平成17年3月28日)	住民票の写し等の請求者識別カードによる請求に基づく交付については、平成17年3月28日付総行市第249号のとおり、自動交付機は個人情報保護等の観点から必要な安全対策等を講じることとされている。 また、本人確認書類としては、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものとされていることである。	C	IV	御指摘の多機能コピーがいかなるものを指すのかは定かではないが、住民票の写し等の請求者識別カードによる請求に基づく交付については、個人情報保護等の観点から必要な安全対策等を講じる必要があるところ、これを満たすことは困難であると考えられる。 また、クレジットカードについては、官公署が発行するものではなく、本人確認の方法として十分であるとはいえないと考えられる。		(社)日本経済団体連合会	211	B	コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施	コンビニエンスストアの多機能コピー機による住民票発行サービスを実施できるようにすべきである。本人確認を行う手段として、住民基本台帳カード以外に、本人特定の信頼度が高いカード(クレジットカードや今後ICカード化される運転免許証)を認めるべきである。	発行枚数が多いクレジットカード等を利用して、コンビニエンスストアの多機能コピー機から住民票を入手することができれば、住民の利便性が格段に向上する。また、既に備え付けてある多機能コピー機を住民票発行サービスに活用することにより、地方公共団体は、自動交付機の設置、窓口時間の延長、週末開庁等のコストを負担せずに済む。 なお、多機能コピー機とコンビニエンスストアのセンター間及びセンターと住基ネット間を専用回線で結ぶことにより、セキュリティが確保されたネットワークを構築できる。	住民基本台帳法第3条、第36条の2「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」(平成17年3月28日総行市第249号)	総務省自治行政市区町村課	2005年3月の総務省通達「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策について」により、公共施設以外においても住民票の写しの交付を申請できるが、設置する機器は一定のセキュリティ対策を講じた自動交付機、本人確認の方法は公的個人認証サービスが利用できる住民基本台帳カードに限られていた。 2005年8月末時点で、自動交付機を設置した団体は76、住民基本台帳カードの発行枚数は約68万枚にとどまっている。	
5057	5057212			z08036	総務省	地方税法第403条第2項、第404条、第405条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	C	I・IV	固定資産の実地調査及びそれに基づく評価(地方税法408、409)は公権力の公使である固定資産税の賦課処分と一体となす事務である。これらは審査申出の対象となるなど課税庁として説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については、罰則により担保された質問検査権(家屋内部への強制的な立ち入り調査など)地方税法353、354)に裏打ちされて実施することから民間委託になじまないと考えられる。 ただし、上記に係る補助業務(例えば、航空写真の撮影等外観から判別できる現況把握や各種の課税参考資料の作成)を民間に委託することも可能であるほか、評価員・評価補助員に民間の専門的知識や経験を有する者を選任することも現行法上可能である。	-	(社)日本経済団体連合会	212	B	固定資産税の課税における土地、家屋、償却資産の調査、評価業務の民間開放【新規】	固定資産税の調査業務ならびに評価業務について包括的な民間委託を可能とするともに、固定資産評価員並びに固定資産評価補助員の選任にあたり、積極的に民間人を登用すべきである。	固定資産税の客体である土地、家屋、償却資産の調査、評価業務については、建設コンサルタント等、民間には多方面にわたる専門家が存在している。業務の民間開放を行うことで評価精度やアカウントリテラシーの向上が期待されるだけでなく、アウトソーシングにより効率的な業務遂行が可能となる。	地方税法第353条、第404条、第405条、第408条	総務省自治税務局固定資産税課	固定資産税の課税にあたり、固定資産評価員及び固定資産評価補助員が実地調査を行って評価調査を作成し、これに基づいて市町村長が価額を決定することになっている。これらの調査、評価業務において、一部の資料や各種地図の作成及び業務アプリケーションの導入などについては民間事業者へ委託されているが、包括的な業務委託はなされていない。さらに、固定資産評価員並びに固定資産評価補助員のほとんどは地方公務員が務めており、民間への開放が進んでいない。	
5057	5057213			z08037	総務省、厚生労働省	地方自治法第234条の3	第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信業務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。	C:対応不可	I	地方自治法では、翌年度以降にわたる物品の借り入れ又は役務提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの等に限って、例外として、債務負担行為として予算で定めることなく、長期継続契約を締結することができるものとされているが、ご提案の特定健康診査等の委託は、このような性質のものとは客観的に認められない。		(社)日本経済団体連合会	213	A	特定健康診査等の委託における複数年度契約の容認【新規】	特定健康診査等による医療費削減の効果を単年度で示すことは困難であることから、同一事業者が中長期的に事業に取り組めるよう、複数年度契約を認めるべきである。	医療費削減の効果は、複数年度にわたって同一事業者が高齢者の医療の確保に関する法律第28条健康保険法第63条第3項各号	地方自治法第214条、第234条の3、高年齢者の医療の確保に関する法律第28条健康保険法第63条第3項各号	総務省自治行政局行政課、厚生労働省保険局国民健康保険課	2009年度から健康保険(医療保険)の運営主幹に、40歳以上の加入者などへの生活習慣病向け健康診断(特定健康診査)と特定健康指導の実施が義務づけられる。保険者は、特定健康診査等について、健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができることとなるが、制度の詳細は今後定められる。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057222			z08038	総務省	地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の2、第167条の11	地方自治法施行令第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。	b: 全国規模で対応	—	地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、地域要件設定の理由の公表については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」(平成18年3月31日閣議決定)に沿って地方公共団体に要請していくこととする。また、地域要件の設定のあり方については、計画に沿って今後検討する。		(社)日本経済団体連合会	222	A	公共工事にかかる地域要件設定の運用改善	公共工事の入札参加資格にかかわる地域要件の設定については、入札参加者を過度に制限することがないよう、運用の改善を図るべきである。		過度の地域要件の設定により、地元事業者でない(あるいは受注実績がない)という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他の地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっている。こうした運用を是正することにより、公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」(2006年3月31日閣議決定)においては「過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方について基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する」とされているが、実際には運用の改善が図られていない。	地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の2、第167条の11	総務省 自治行政課	公共工事の入札参加資格については、地元事業者でない(あるいは受注実績がない)という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他の地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっている。こうした運用を是正することにより、公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」(2006年3月31日閣議決定)においては「過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方について基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する」とされているが、実際には運用の改善が図られていない。
5057	5057227			z08039	総務省	郵便法第5条 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条	他人の信書の送達は、日本郵政公社又は信書便事業者しか行えないこととしている。	b	I	郵便(信書)分野における民間参入の促進に関する施策については、「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」の報告書を踏まえ、具体的な制度設計について検討を行っている。なお、同報告書の提言においては、「これから重量等の基準で郵便事業者の独占範囲を新たに設定することは、経路メール便が普及している現状を勘案すると選択肢として採り難いもの」とされており、「信書のガイドラインをよりわかりやすくするため、例示の追加等の措置を講ずる必要がある」とされている。		(社)日本経済団体連合会	227	A	信書(特にダイレクトメール)規制の見直し【新規】	独占範囲(リザーブエリア)の定義について信書/非信書の別で規定するのではなく、重量や価格などの客観的基準を用いて対象範囲の明確化を図るべきである。リザーブエリアの客観的基準として、「重量50g未満または基本書状料金の2.5倍未満」を独占範囲とし、それ以外については民間事業者の参入を認めることが考えられる。 信書の概念で参入規制を課しているのは主要国では日本のみである。国際的な整合性を確保する観点から、欧米諸国と同様に、「書状:letter」全体を規律の対象とした上で、リザーブエリアの種類として、EU型の客観的で明確な基準を用いる制度が望ましい。	郵便法第5条 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条、第3条 信書に該当する文書に関する指針(ガイドライン)(総務省告示 2003年4月1日)	総務省 郵政行政局	信書とは、郵便法第5条第2項において、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書を用いる」と規定されている。さらに、信書に該当する文書に関する指針において、ダイレクトメールは、街頭配布や新聞折込を前提とするパンフレットやリーフレットを除き、信書に該当するとされている。		
5057	5057230			z08040	総務省、 文部科学省		文部科学省が回答					(社)日本経済団体連合会	230	A	IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置付けの明確化【新規】	電気通信役務利用放送事業者が行うIPマルチキャスト放送の位置付けを早期に明確化すべきである。IPマルチキャストの事業としては、地上波とBS放送の同時再送信の同時送信や自主制作番組等の送信も挙げて議論すべきである。		IPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた大量の情報を安全に送信することを可能とし、有線テレビジョン放送とほぼ同様の内容のサービスを提供できる。特に2011年7月には地上アナログ放送が停波し、全面的にデジタル放送に移行することとされており、2005年7月の総務省情報通信審議会第2次中間答申では、視聴地域地域の伝送路として、ケーブルテレビに加えIPマルチキャスト技術による地上波デジタル放送の再送信を有効な手段として挙げている。また、本年6月に公表された「第3次財産推進計画2006」においても、IPマルチキャスト放送の整備において重要な役割を担うものであり、技術中立性、他の電気通信役務利用放送との公正な競争条件確保の観点から、同放送の著作権法上の位置付けを早期に明確化すべきである。 IPマルチキャスト放送は、通信・放送の融合による多様なサービスの提供、デジタルテレビ放送、地上デジタル放送の整備において重要な役割を担うものであり、技術中立性、他の電気通信役務利用放送との公正な競争条件確保の観点から、同放送の著作権法上の位置付けを早期に明確化すべきである。	有線テレビジョン放送法 電気通信役務利用放送法 著作権法	文化庁著作権課 総務省情報通信政策局地域放送課コンテンツ流通室、 総合通信局放送部有線放送課	IPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた大量の情報を安全に送信することを可能とし、有線テレビジョン放送とほぼ同様の内容のサービスを提供できる。特に2011年7月には地上アナログ放送が停波し、全面的にデジタル放送に移行することとされており、2005年7月の総務省情報通信審議会第2次中間答申では、視聴地域地域の伝送路として、ケーブルテレビに加えIPマルチキャスト技術による地上波デジタル放送の再送信を有効な手段として挙げている。また、本年6月に公表された「第3次財産推進計画2006」においても、IPマルチキャスト放送の整備において重要な役割を担うものであり、技術中立性、他の電気通信役務利用放送との公正な競争条件確保の観点から、同放送の著作権法上の位置付けを早期に明確化すべきである。 IPマルチキャスト放送は、通信・放送の融合による多様なサービスの提供、デジタルテレビ放送、地上デジタル放送の整備において重要な役割を担うものであり、技術中立性、他の電気通信役務利用放送との公正な競争条件確保の観点から、同放送の著作権法上の位置付けを早期に明確化すべきである。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5062	5062001			z08041	総務省、法務省、財務省、厚生労働省	行政書士法第1条の2、1条の3、第19条第1項	第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。))を作成することを業とする。 2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 第1条の3 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。 二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について代理人として作成すること。	C:対応不可	I	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを行うことを認めることとしたものである。 現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。		三木 常照	1	A	法律関連士業の業務制限事項を 法律関連専門職種の行政書士、司法書士、税理士、社会保険労務士等は各士法でそれぞれ異なる業務が定められているが、主たる業務受託の際に他士法で制限されている業務を付随業務として各士業の相互乗り入れや垣根を低く容認すること。但し他士法で制限されている「付随業務」のみの受託はこれを認めない。税理士法第51条の2に定められている行政書士も特定の租税に関しては税務書類の作成を可としているのが良い例である。	例えば法人設立許認可事業を営もうとする場合。会社定款は行政書士、設立登記は司法書士、許認可手続は行政書士、設立届・税務申告は税理士、社員の社会保険手続は社会保険労務士と一連の手続であるにも関わらず様々な資格者が関与しているが各士法で許容される範囲の「付随業務」を他士業にも認めるようにする。その際、当然のことながら、能力担保が要求されるが、それは各担当省が法定講習の受講義務、効果測定を課す等して検討すれば解決される。また法務省は行政書士への商業・法人登記の解放を能力面の問題で反対しているがそれならば、他士業が商業・法人登記を行い得るか否かの実証実験を実施しその実績(却下率、補正率)を元来判断する方法もある。	わが国の法律関連資格はあまりにも細分化され過ぎ依頼者である国民は利用し辛い。これは行政の割拠主義がもたらしたもので省益優先の既得権益に他ならない。また諸外国に目を向けても細分化された資格者を有するのはわが国の特徴である。国の進められている規制改革に正に逆行している。一方で業務に必要な資格を取持すれば良いとの議論もあるが国民にとっては依頼した業務が確実、迅速、廉価であればその目的は達成される。各士業にそれぞれ依頼するのはコストとベネフィットの観点からはコストが上回り国民負担の軽減にはなっていないからである。	行政書士法第19条、司法書士法第73条、税理士法第52条、社会保険労務士法第27条	総務省、法務省、財務省、厚生労働省		
5065	5065008			z08042	総務省	地方自治法第244条の2	第1条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。))に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に	a	—	指定管理者の選定手続については、具体的な事例の把握など、選定等の実態把握を行い、その調査結果に基づき透明性の高い手続を行うよう、地方公共団体へ周知するとともに、必要な情報提供など選定プロセスの透明性を確保するための所要の措置を講ずる。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会・JNB総合研究所	8	A	自治法/指定管理者制度の執行充実	当制度が制定されて2年以上経ったが、公募化の比率は全体事業の半分、更に、公募化されても9割が自治体の外郭団体に発注されている。いわば、執行不全ともいえる状況とされている。また、公募を行う旨の告知や公募結果の公開が、東京都などの一部の自治体以外では広く、大規模に行われていない。安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導してほしい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁から自治体への指導を御願しいたい。	当制度が制定されて2年以上経ったが、公募化の比率は全体事業の半分、更に、公募化されても9割が自治体の外郭団体に発注されている。いわば、執行不全ともいえる状況とされている。また、公募を行う旨の告知や公募結果の公開が、東京都などの一部の自治体以外では広く、大規模に行われていない。安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導してほしい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁から自治体への指導を御願しいたい。	当制度が制定されて2年以上経ったが、公募化の比率は全体事業の半分、更に、公募化されても9割が自治体の外郭団体に発注されている。いわば、執行不全ともいえる状況とされている。また、公募を行う旨の告知や公募結果の公開が、東京都などの一部の自治体以外では広く、大規模に行われていない。安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導してほしい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁から自治体への指導を御願しいたい。	自治法	総務省	
5066	5066004			z08043	全省庁	国・民法第466条	国・要望事項については、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。	国・d	—	国・d *総務省では既に措置済み		社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066011			z08044	警察庁、総務省、国土交通省	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	自動車保有関係手続は、紙での申請を行う場合は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の地、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に向いて手続を行う必要があるが、現在、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、愛知県、大阪府の6都府県において、新車の新規登録を对象に、オンラインによる手続を可能としている。	d	-	自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化については、平成17年12月から、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の4都府県、さらに、平成18年4月からは、埼玉県、静岡県、愛知県において、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を对象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化が可能となっている。 当該システムは、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステムとするため、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能、代行申請の機能を持たせており、今後は、申請自体もまとめて行うための機能についても検討を行うこととしている。	-	社団法人リース事業協会	11	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続きは平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を充分に考慮すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界(生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コスト)は大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することによって新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車を所有する者が自動車関係諸手続を行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省、総務省、警察庁、地方自治体	
5066	5066017			z08045	総務省	地方自治法施行令第117条の11	第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約に於いて、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を条件とする資格を定めなければならない。 3 第167条の5第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。	C.対応不可	II	地方公共団体における入札参加資格に関する具体的な基準の決定は、各地方公共団体に委ねられているところであり、国の関与により入札参加資格審査申請書等の様式を全国統一とすることは困難であるが、地方公共団体の自主的な検討と判断の結果、様式の統一化や手続の共通化が図られることは、申請者の負担軽減の観点から望ましいものと考え、総務省としても、これまで国において各府県と合わせにより統一様式が定められた際には、各地方公共団体における取組の参考となるようこれを周知してきたところであり、今後も国の動向等を踏まえつつ、適宜対応を検討することとした。		社団法人リース事業協会	17	A	指定業者登録様式の統一化	指定業者登録様式については、各地方自治体ごとに異なっており、作成者の負担となっている。	各地方自治体とも登録様式の記載事項のほとんどが同一の事項であり、様式・記載内容の統一は可能であると考える。	総務省、地方自治体			
5072	5072001			z08046	総務省	地方公務員法第7条第3項	地方公務員法第7条第3項において、人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとされている。 人事委員会は、①給与に関する研究を行いその成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに②給与に關し請すべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができるが、公平委員会はこれらの事務の処理を行うことができない。	C	-	人事委員会は、職員数が多く人事管理がより複雑な地方公共団体に設置されて幅広い権限を行使する行政機関であり、その役割を果たすためには専門的なスタッフを相当数必要とするものである。したがって、規模の小さい地方公共団体による設置を広く認めることは、行政の効率的運用と経費の節減等の観点から適当ではないと考えられる。 地域民間給与を適切に反映した地方公務員の給与決定については、平成18年3月に「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」において提言が行われたところであり、提言においては、地方公務員の給与決定において、地域の民間給与をより反映させるためには、人事委員会機能の発揮と強化が不可欠であるが、人事委員会機能の発揮や強化を実際に行うためには、人事委員会の人員体制や専門能力についても強化、向上を図る必要があるとされている。また、市町村単位に民間給与を調査することは、考慮すべき民間事業者の従事者が勤務する事業所が大きく偏在しているとともに、サンプル数が制約されること、市町村にとっても物理的、人力的に負担が大きいことを踏まえ、現実的ではなく、まず都道府県の人事委員会の機能が十分に発揮され又は強化されることにより、地域民間給与を適切に反映した都道府県の公民較差の算定や給料表の明示、資料の公表等の改革がなされることを前提に、これらを参考にして市町村が具体的な給料表等を整備することで、間接的に地域民間給与の反映を行うこととするよう検討すべきであるとされている。提言においては、かかる観点から、都道府県内の民間給与のデータ等を提供する制度の創設や都道府県・市町村の人事当局相互間の連携強化等といった具体的施策についても提言されており、地域の民間給与の適切な反映については、かかる研究会の提言を		山形県長井市	1	A	人事委員会の設置基準の緩和	人口15万人未満の市町村は、地方公務員法第7条第3項の規定により、公平委員会を設置するものとして、人事委員会の設置が認められていない。 人口15万人未満の市町村においても市町村の選択により市町村職員給与に関する研究、報告及び勧告の権限のみを有する人事委員会の設置を可能とし、当該団体内の民間事業者の従業者の給与を調査し、当該市町村職員の給与と比較して決定することを可能とする。	市町村職員の給与は、行政区域内の一定規模の民間事業者の相当職種の給与等を参考に適正な水準に決定することが地方自治の本旨に資するものであるが、現状では、大規模な市以外の市町村においては、当該民間事業者の給与等を把握できていない。市民との協働によるまちづくりが一層求められている中で、市町村職員の適正な処遇を決定するに当たり、人事委員会による給与に関する調査、報告及び勧告の権限を大規模な市以外の市町村も有することが必要である。	地方公務員法第7条第3項	総務省		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5075	5075001			z08047	総務省	消防法第9条 消防法施行令第5条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条令の制定に関する基準を定める省令第16条等	旅館、飲食店等の防火対象物の地階等に設ける厨房設備の天蓋は、市町村条例で定める基準に従い自動消火装置を設け、その天蓋等の清掃を行い、火災予防上支障がないように維持管理することが必要とされている。	D	—	現行制度により、厨房設備については、火災予防上支障がないように維持管理することを義務付けている。		セコムアルファ株	1	A	フード等用簡易自動消火装置点検の法的整備	フード等用簡易自動消火装置点検実施の義務を法的に明文化して頂きたい		○設置者が消火装置そのものの存在を把握していない ・新築時に他の設備(空調・衛生・防災設備等)一括で納入されている。 ・常時使用される設備ではない。 ○設置場所が厨房の一角(目立たない場所)である。 ○設置者が点検の重要性を理解していない ・火災時に消火装置が起動することを理解していない。 ・点検を実施しなくても装置が起動すると思いついでいる。 ○点検実施が法的に整備されていない ・点検を実施せずとも罰せられない。 等の理由で火災が起きた時点で正常に機能しない可能性があり、設置義務化はされていても、実際には意味をなさないことになる。設置者の点検の重要性を認識してもらった観点からも何らかの対策を講じるべきである。	消防法	総務省	
5077	5077001			z08048	人事院、総務省、厚生労働省	国家公務員の育児休業に関する法律、地方公務員の育児休業に関する法律第21条	(国家公務員) 育児休業の取得は、同一の子について、原則として1回に限られている。ただし、人事院規則で定める特別の事情がある場合には再度の育児休業が認められており、その特別の事情として、職員と配偶者が交互に子を養育することが限定的に認められている。これにより、現行制度の下でも、職員が育児休業の承認の請求の際に任命権者に対して育児休業計画書を提出し、職員が3ヶ月以上わたって子を常態として養育した場合には、職員は一回に限り再度の育児休業を請求することができる。 (地方公務員) 育児休業の取得は、同一の子について、原則として1回に限られている。ただし、条例で定める特別の事情がある場合には再度の育児休業が認められており、その特別の事情の一つとして、職員と配偶者が交互に子を養育することが限定的に認められている。これにより、現行制度の下でも、職員が育児休業の承認の請求の際に任命権者に対して育児休業計画書を提出し、職員が3ヶ月以上わたって子を常態として養育した場合には、職員は一回に限り再度の育児休業を請求することができる。	国家公務員:a 地方公務員:b	I	(国家公務員) 育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任も果たせるよう、常勤職員のまま1週間当たりの勤務時間を短くすることができる育児のための短時間勤務制の導入に向けて人事院において検討中。短時間勤務における勤務形態の1つとして、1週間のうち2日半勤務する形態を導入する方向で検討しており、この場合、例えば、夫は月曜日(8時間)、火曜日(8時間)、水曜日の午前中(4時間)、妻は水曜日の午後(4時間)、木曜日(8時間)、金曜日(8時間)のような形で、夫婦が交替して育児を行うことが可能となる。 (地方公務員) 1週間単位での育児休業の分割取得については、育児休業をする職員の業務を処理するための代替要員確保や業務分担の変更等、任命権者の負担が大きくなるが予想されるが、いずれにしても、国における育児のための短時間勤務制の検討の動向も踏まえ、地方における対応について検討する。	新産市	1	A	育児休業取得方法の柔軟化	育児休業について、民間労働者は子が1歳に達する日までの間に、また国家公務員及び地方公務員が子が3歳に達する日までの間に、原則としてそれぞれ全日・長期の休業を一人につき1回取得できると保障されている。現状でも、各育児休業法に示されたものより労働者に有利な条件を設定することは、労働者の福祉の増進を目的とする法律の趣旨からも当然許されるものであるが、その裁量は事業主に委ねられている状態である。そこで、1週間という短期間を単位として夫婦が交互に取得できるようにすれば、男性もこれまでよりも気軽に育児休業を取得できるようになると考えられる。徐々にも男性の育児取得者が増えれば、依然として残る「育児は女性」という社会全体の意識を変えていくことができるのではないかと。また、育児休業の選択肢が増えることで、これまでの女性の育児負担が軽減され、出産退職を減らし、出産後の復職の可能性が向上するとも考えられる。さらには、両親が自らの手で子どもを育てることで、保育所の需要が緩和され、待機児童の減少や自治体の逼迫した財政状況の改善につながるという効果もあつて、官民ともに最低基準の全国的な底上げを図っていただきたい。	本市は、次世代子育て支援政策推進法に基づき「特定事業主として、特定事業主行動計画を策定し、「男性職員の育児休業」部分休業の取得率を平成21年度までに5%以上とする。ことを目標に掲げているが、これまで男性職員の育児休業取得者は1人もいないのが現状である。また、全国的に見ても男性の育児取得率は0.5%にとどまっている(平成16年度厚生労働省調べ)。 この原因として、「育児は女性」という意識を持つ男性が依然として多いこと、長期間の育児休業により職場を離れることへの抵抗感があると考えられる。 新聞報道等でも声が高いこと、また取得単位を短くするなど利用しやすい制度を整備されていけば男性でも育児休業の取得が進むことが明らかになっている。 そこで、1週間を単位として夫婦が交互に育児休業を取得できるような育児休業の取得方法の柔軟化、選択肢の拡大をお願いするものだが、制度の改善に当たっては、夫婦の勤務先により利用できる制度に差があつては結局のところ利用の促進にはつながらないため、民間事業者・公務員の別なく全国的な制度改善を要望するものである。	・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条、第7条 ・国家公務員の育児休業等に関する法律第3条、第4条 ・地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項、第3条第2項	・厚生労働省 ・人事院 ・総務省	[添付資料] ①平成18年6月21日付け日経新聞 ②平成18年6月25日付け毎日新聞 ※本市では、市役所職員が1週間以上の単位で交互に育児休業が取得できるよう条例改正等を行う方向で検討を進めている。(平成18年9月定例市議会に上程予定)		
5079	5079001			z08049	総務省	地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条	地方自治法第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。 地方自治法施行令第154条 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者を誤っていないかどうかその地法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる。	d:現行制度で対応可能	—	地方公共団体が納入義務者に対して行う納入の通知については、現行制度上オンライン化は可能である。なお、どのような手続をオンライン化するかにあつては、地方公共団体が費用対効果等を判断し、必要に応じて適切に行っているものと認識している。		株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	1	A	地方公共団体における歳入の納入通知書のeメール化	現状、地方自治法において、地方公共団体の歳入の納入通知は、必要事項を記載した納入通知書でなければならない、とされているが、納入通知書の代替としてeメールによる納入通知を可能とする為の法令上の措置をお願いしたい。	地方自治法施行令第154条第3項において「納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」とされている。一方、e-Japan戦略のもと、一部地方公共団体ではマルチチャネルネットワークに対応したインターネットによる納付を開始しており、また都道府県においても全国の自治体に先駆け、インターネットによるクレジット納付の実証研究を本年度実施したところである。インターネットによる納付を行う際、eメール等に納入の通知に必要な事項を記載すれば、紙の通知書は実務上、不要である。尚、本件実施する際の懸念点として、eメールの不着の問題や個人情報保護上の問題が挙げられるが、eメール上は個人を特定する情報は記載せず、事前に登録された認証記号等による納入義務者の本人認証を行った上で、インターネット経由で納入通知に係る情報を地方公共団体のサーバー等から取得する方法等を併用することにより解決できるものと思われる。インターネットによる納付の実現は、地方公共団体においては、住民サービス向上とともに、収納業務の効率化・コスト削減に寄与するものであるが、現状の納付書による通知ではその効果を十分に享受することができないものと思われる。	地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条	総務省		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5083	5083003			z08050	総務省	地方自治法第196条	第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、3人である普通地方公共団体にあつては少なくともその2人以上は、2人である普通地方公共団体にあつては少なくともその1人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。	C.対応不可	I	ご指摘の監査結果と監査委員の構成についての因果関係があるか判断することはできないことから、これをもってご提案を受け入れることはできない。 なお、現行制度上、監査委員に当該地方公共団体の常勤の職員であつた者を1人以上選任することが出来ないものであり、これを選任しないことも可能である。 また、議員については議会の有する本来の性格から執行機関をチェックするという監査委員の機能に適しているという観点から少なくとも1人を選任することとされているものである。		特定非常利活動法人「子ども無煙環境を」推進協議会	3	A	監査委員は行政・議会から独立した人を選任すべき	監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法の規定により設置されている執行機関とされ、知事や市長から独立した立場で監査する、とされている。しかしその監査委員は、識見を有する者から選任される他、その自治体のOB(退職者)や議員が選任され、特に事務局担当監査委員はOBがなるケースが多い。これは監査の目的からして独立しているとは到底いえない。OBや議員など自治体関係者は外すべきである。	自治体の透明性が高まり、効率的な自治体運営が期待されるようになる。	例えば住民監査請求をしても、監査委員が自治体と議会関係者である場合が多く、自治体寄りの結果が出されるケースが大半である。しかも監査委員のうち、見識を有する委員も多忙で、監査責任を十分に果たしていないケースのあることが懸念される。監査事務局も自治体の職員であることから、自治体とは独立した監査責任を果たせていない懸念がある。少なくとも監査委員は、自治体(行政)及び議会とは独立した立場の人の選任を制度化すべきである。 本会で、大阪市や堺市に、携帯反乱配布や議会喫煙所の設置について、税金の不当支出であるとして、住民監査請求をしたことがあるが、市の言い分のみ容れた裁定結果であった。	地方自治法第195条 その他	総務省、内閣府、他	
5083	5083004			z08051	全省庁	-	審議会等の公開については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)において、会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保することとされているところである。 総務省に置かれて審議会等においても原則として会議又は議事録を速やかに公開しているところ。	d	-	「審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)」にしたがって、議事録等について可能な限り速やかに公開するよう努める。		特定非常利活動法人「子ども無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進委員会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアのみ公開したり、会後、審議会議長が記者発表や意見を述べる場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁	
5085	5085001			z08052	総務省	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)	・日本電信電話株式会社等に関する法律においては、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の組織形態が規定されている。 ・電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者に対する規制を含む公正競争ルールが規定されている。	b	-	「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)においては、「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。」とされたところである。 さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、「『通信・放送の在り方に関する政府与党合意』に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。」とされたところである。 総務省としては、上記閣議決定に基づき所要の措置を講じていく所存である。		KDDI株式会社	1	A	NTTの在り方	「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)においては、「NTTの組織問題については、2010年の時点で検討を行い、その後、速やかに結論を得る」とし、公正競争の根幹に関わるNTT組織問題の検討時期を明示したことは、大きな意味がある。 ただし、公正競争の実現に向けた当社の基本的な認識・要望は以下のとおり。 ・NTT組織問題の検討にあたっては、NTT各社を完全資本分離することによりドミナンス性を排除し、また、NTT東西のアクセス部門を分離することによりポトルネック性を排除することで、公正競争を徹底し、お客様利便の向上を実現して頂きたい。 ・また、「ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る」との政府与党合意を踏まえ、技術的措置により問題を解消するまでの間についても、NTT東西のネットワークの一層のオープン化を実現するため必要な措置を行政において着実に実行して頂きたい。	(ドミナンスへの対応) 特許会社である持株会社が統轄するNTTグループは、傘下の事業会社の経営一体化により、グループ市場支配力を維持(統一ブランドの継続利用、グループ内の人事/情報の共有等)。 特に、同じく特許会社であり、公社時代に構築したポトルネック設備及び営業面での顧客基盤を継承するNTT東西と、過半のシェアを有するNTTドコモの間で、強固な連携を推進中。 (ポトルネックへの対応) ポトルネック設備を有するNTTは、競合する他の中継事業者との接続に消極的であったため、他事業者との接続を必要とする事業形態に再編成。 しかしながら、NTT東西の設備管理部門から見て、設備利用部門と他事業者との同等性を確保するルールが不十分なため、固定通信分野ではNTT東西の市場支配力が圧倒的。	(ドミナンスへの対応) 持株会社統轄下での経営一体化によるグループ市場支配力により、グループ内外での全事業者との公正な競争が阻害され、市場が活性化されない。 (ポトルネックへの対応) IP時代に更に強まるポトルネック独占性の弊害により、アクセス領域での真の公正競争を実現できない。 近年のIP化の進展により、競争領域が中継からアクセス領域に移行しつつあり、NTT東西の設備管理部門からみた同等性が強く望まれる。	日本電信電話株式会社等に関する法律 電気通信事業法 総務省電気通信審議会答申「日本電信電話株式会社等の在り方について」 日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針 規制改革推進3カ年計画 規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申	総務省 内閣府	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5085	5085002			z08053	総務省、文部科学省					文部科学省が回答		KDDI株式会社	2	A	電気通信役務利用放送事業者が行う光ファイバを用いたIPマルチキャスト放送(以下、「IPマルチキャスト放送」)による地上放送等の同時再送信に関する著作権法上の位置付け	IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信を著作権法第2条第1項第9号の2の「有線放送」と同じ位置づけして頂きたい。	IPマルチキャスト放送事業者は、電気通信役務利用放送法により、総務大臣からの登録を受け放送業務を行うことが認められている。 IPマルチキャスト放送により、地上放送等の同時再送信を実現するためには、IPマルチキャスト放送が、著作権法上の「有線放送」と位置づけられる必要があるが、現時点では、「有線放送」と位置づけられていない。	IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信が、「有線放送」と扱われれば、権利者団体等との包括的な権利処理が可能となる。しかしながら、現状の「自動公衆送信」の扱いのままでは、すべての権利者から個々に事前許諾を得る必要があり、事実上、地上放送等の同時再送信が実現できない。 なお、米国、英国、フランス、イタリア等の諸外国においても、既にIPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信は実施されている。	著作権法 ・電気通信役務利用放送法	文化庁長官官房、総務省地域情報通信政策局、情報通信政策局、内閣官房(知的財産戦略本部、IT戦略本部)	
5091	5091001			z08054	総務省	民間事業者による信書の送達に関する法律	一般信書便事業は、一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業であり、①利用しやすい全国均一料金、②全国における原則毎日一通からの引受・配達、③随時、簡易かつ秘密保護が確実な差出方法の確保(信書便差出箱等)、④秘密の保護等の参入条件が課されている。	b	I、III	研究会の報告書を踏まえ、郵便における民間参入を促進するための具体的な制度設計について検討を行っているところであり、改正法案については、来年(平成19年)の通常国会への提出を予定している。		個人	1	B	民間事業者による一般信書便事業参入の許可の基準の緩和等	中央省庁等改革の一環として、「民間事業者による信書便等の配達に関する法律(信書便法)」が制定・施行され、それまで国(現郵政公社)に独占されていた信書の送達について、一定の基準を満たせば民間事業者も参入できるようになった。しかしながら、約10万本のポスト設置をはじめその他の高い参入障壁からいまだに一般信書便事業への参入が申請・許可された例はない。このため、小泉総理の指示を受け竹中総務相の私的懇談会「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」が参入規制の緩和の検討を開始し、6月20日に報告書を公表した。 そこでは、一般信書便事業について、①ポストに変わる対面による引き受け方法等を認める、②事業者によるポスト等の郵便網の利用を可能とする、③複数の事業者による全国サービスを提供する、等が当面の規制緩和策として提言され、これを受け、総務省は来年の通常国会にも信書便法の改正法案を国会に提出すると報じられている。 政府においては、速やかに上記提言に基づき改正法案の立案を急ぐべきであり、その際には、例えば対面引き受け方法を認める条件として一定の資格者等の設置を義務づけるとことなど、上記提言による規制緩和措置の効果を減じさせるようなことは厳に慎むべきである。また、上記①②③をより新規参入事業者が誕生した際に当該事業者による環境の変化に対応した迅速かつ柔軟な事業展開の阻害とならざるを得ない事業計画の変更認可制(信書便法第12条)、信書便約款の変更認可制(同法第17条)、信書便感利規定の変更認可制(同法第22条)やこれらの変更認可の際の審議会への付議(同法第37条)等についても改めてその内容等を検討すべきである。	現在、ヤマト運輸は全国29万箇所の取扱店、日本通運は同様のものを全国17万箇所設けている。どちらも過去に一般信書便事業への参入に興味を示したが、総務省が信書便差出箱以外の引き受け方法を認めていないため参入にはついていない。両社とも信書便差出箱は所有していないものの、基準(10万本の差出箱)を上回る取扱店のネットワークを保持しており、それを生かして一般信書便事業への参入は可能である。これら事業者の参入が可能となれば、一般消費者が期待する価格の低下とサービスの向上が図られるであろう。また、ヤマト運輸、日本通運のような全国に十分なネットワークを持たない業者に対しても、電気通信事業者等の例と同様に、郵政公社の差出箱、集配ネットワークにアクセスチャージを支払い利用することを認めること、ならびに業者間の水平協力が対する認可を緩和することにより、参入業者が増え、業者間競争が活発になり、前述の価格の低下とサービスの向上が更に増進されることと期待される。これらが、国民の福利厚生・便益となることは言うまでもなく、上記研究会の提言は尊重されるべきである。なお、上記研究会報告書では、「通信の秘密や個人情報保護...」など、利用者が安心して利用できる制度を新規参入業者に義務付けるべきである、との指摘があるが、これは新聞報道等にもあり事業者等に守秘義務を課せざるべきとされており、対面式で集荷する場合はその集荷人(コンビニエンスストアの店員等)に何らかの資格取得等を義務付けることは、現在、信書を取り扱う特定信書便事業者にそのような義務を課していないこと、また、それによって信書の秘密が侵害されたとの問題が生じていないことから、許されない。また、事業活動の変更認可制、信書便約款の変更認可制、信書便管理規定の変更認可制、これら変更認可の際の審議会への付議については、対面引き受け等の容認に併せた新たな事業形態を考慮すべく、参入に關心を示す事業者の声を聞きながら改めて検討する必要がある。例えば、事業計画の記載事項は、「信書便物の引き受けの方法(信書便差出箱の構造および職能、設置の方針ならびに信書便物の取りまわしの方法)等」とされているが、対面引き受けを行う取次ぎ所を「信書便差出箱」同様とみなして、設置および職能、設置の方針が「変更認可の対象となること、あるいは、信書便管理規定では、「信書便の業務を管理するもの事業場」との責任が明確に定められている。このための取次ぎ所を「事業場」とみなしてそれぞれに管理者の選任	「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成十四年七月三十一日法律第九十九号)「民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則」(平成十五年一月二十四日総務省令第二十七号)	総務省		
5092	5092001			z08055	総務省	行政書士法第15条第1項及び第2項、第16条の5第1項、第16条の6第1項	第15条 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会期を定めて、1箇の行政書士会を設立しなければならない。 2 行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。 第16条の5 行政書士は、第6条の2第2項の規定による登録を受けた時に、当然、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。 第16条の6 行政書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の行政書士会の会員となる。	C:対応不可	I	行政書士会に行政書士が入会し、その自律的活動による指導、助言、情報の提供等を受けることは、その業務を適正に遂行する上で必要であり、行政書士は都道府県の区域ごとに、会期を定めて一箇の行政書士会を設立するとともに、行政書士は登録を受けたときに、当然、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となることと適当と考える。		行政書士法人日本行政手続連絡協議会	1	A	行政書士会への強制入会の撤廃	行政書士法第15条第1項を見直し、都道府県に複数の行政書士団体の設立を認め、行政書士入会団体の選択権を付与し、憲法21条に掲げる結社の自由を即したものとすべきである。 ・現在の行政書士会の構成員は資格付与との面から見た場合、行政経験に基づく者と、試験に合格した者とに大きく区別される。・業務的には兼業者が圧倒的多数を占める兼業者は少数派である。・役員は兼業者と行政経験で資格付与を得た者であり、共に職域の確保拡大には然程の熱意は感じられない。 ・兼業者と専業者との間及び役員と会員との間には、その意識に大きなギャップがある。・行政書士会を複数認めることにより、個々の会員の環境、経験、知識等々に見合った組織を結成しそれぞれの切実な課題により、より質の高い組織の発展が望める。	・群馬県行政書士会前橋支部において、要望者が職域の確保と拡大の提言をしたら7年間に亘り支部総会の案内状を故意に送付しなかった。・平成15年5月に開催された会長選挙において、立候補した現職会長は、一人住まの女性会員の住居に押入り投票用紙を持ち去り自身の名前を記入し投票した。 ・会長は、身分関係を伏せて実の職を職員に採用し、半年近く隠れていた。 ・係る一連の不祥事を内部的に解決せず、すべて有罪無罪にしてしまう行為は、強制入会であるが故に役員は現行制度の上で胡坐を掻き綱紀委員会も開かず会員は法律上脱会することもできない。 ・鹿児島県行政書士会は、会長が業務に関し傷害事件を起こし書類送検され、総会は紛糾混乱した。	行政書士法第15条第1項	総務省	・平成18年4月8日付け「朝日新聞」鹿児島版26ページ「鹿児島県行政書士会会長」書類送検 ・平成18年5月26日付け「南日本新聞」第27面「鹿児島県行政書士会総会混乱」	